

# 近畿ブロック発注者協議会 第5回幹事会

日時：平成23年2月2日（水）

10：30～12：00

場所：大阪合同庁舎第1別館大会議室

## 議 事 次 第

### I. 開 会

### II. 挨拶（幹事長）

### III. 議 事

1. 公共工事の品質確保・向上に向けた取組み ……【資料－1】
  - (1) 総合評価方式の導入・拡大について
  - (2) 低入札対策について
  - (3) 地方公共団体における入札契約制度の取組状況について
  - (4) 総合評価方式導入・拡大の課題と対策について
    - ①総合評価落札方式における技術提案・指定テーマ事例集（素案）【別冊】
    - ②審査会等における職員交流の推進
    - ③平成22年度研修実績及び平成23年度研修計画
  
2. 近畿地方整備局における取組みについて ……【資料－2】
  - (1) 工事円滑化の取組み
  - (2) 工事における業務効率化の取組み
  - (3) 工事施工調整会議（三者会議）ガイドライン
  - (4) 総合評価落札方式の採否の通知・問合せ状況
  - (5) 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入（市場化テスト）
  - (6) 建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針
  
3. その他

# 1. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- (1) 総合評価方式の導入・拡大について
- (2) 低入札対応について
- (3) 地方公共団体における入札契約制度の取組状況について【別冊】
- (4) 総合評価方式導入・拡大の課題と対策について



平成23年2月2日

近畿ブロック発注者協議会



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

## ■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市) 発注件数ベース

◇平成22年12月末時点の近畿各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は12%弱であり、平成21年度と比較し若干導入率が向上している。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

◆但し、更なる導入拡大が課題である。

### 府県別総合評価方式実施状況：発注件数ベース（近畿）

H22.12末時点

地整	都道府県名	平成21年度 総合評価方式 実施件数	平成21年度 工事発注件数※	総合評価 実施率	平成22年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成22年度 工事発注件数※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	A	B	A/B
近畿	福井県	170件	2476件	6.9%	300件	2200件	13.6%
	滋賀県	184件	1071件	17.2%	66件	900件	7.3%
	京都府	169件	1427件	11.8%	200件	1500件	13.3%
	大阪府	138件	1803件	7.7%	75件	1600件	4.7%
	兵庫県	229件	2113件	10.8%	160件	1500件	10.7%
	奈良県	223件	1286件	17.3%	240件	1200件	20.0%
	和歌山県	512件	1997件	25.6%	480件	2000件	24.0%
	<b>府県小計</b>	<b>1625件</b>	<b>12173件</b>	<b>13.3%</b>	<b>1521件</b>	<b>10900件</b>	<b>14.0%</b>
	京都市	60件	559件	10.7%	50件	640件	7.8%
	大阪市	8件	1091件	0.7%	2件	1019件	0.2%
	堺市	20件	403件	5.0%	18件	411件	4.4%
	神戸市	20件	1321件	1.5%	31件	890件	3.5%
	<b>政令市小計</b>	<b>108件</b>	<b>3374件</b>	<b>3.2%</b>	<b>101件</b>	<b>2960件</b>	<b>3.4%</b>
	<b>近畿合計</b>	<b>1733件</b>	<b>15547件</b>	<b>11.1%</b>	<b>1622件</b>	<b>13860件</b>	<b>11.7%</b>

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

## ■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市) 発注金額ベース

◇平成22年12月末時点の近畿各府県における工事発注金額ベースに占める総合評価導入率は約34%であり、件数ベースと比較し金額ベースでの導入率は約3倍となっているが昨年度と比較し、若干減少しているため、更なる導入拡大が課題である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

### 府県別総合評価方式実施状況：発注金額ベース（近畿）

H22.12末時点  
単位:億円

地整	都道府県名	平成21年度 総合評価方式 に係る金額	平成21年度 工事発注金額※	総合評価 実施率	平成22年度 総合評価方式 に係る金額 (予定)	平成22年度 工事発注金額※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	A	B	A/B
近畿	福井県	152	550	27.6%	250	510	49.0%
	滋賀県	198	424	46.7%	103	380	27.1%
	京都府	106	486	21.8%	65	413	15.8%
	大阪府	669	1132	59.1%	254	689	36.9%
	兵庫県	340	912	37.3%	264	646	40.9%
	奈良県	252	479	52.7%	221	420	52.7%
	和歌山県	384	526	73.0%	350	500	70.0%
	府県小計	2,102	4,509	46.6%	1,508	3,557	42.4%
	京都市	189	329	57.4%	71	207	34.3%
	大阪市	74	874	8.5%	17	572	2.9%
	堺市	28	255	10.9%	31	187	16.8%
	神戸市	107	755	14.2%	117	587	19.9%
	政令市小計	398	2,213	18.0%	236	1,553	15.2%
	近畿合計	2,499	6,722	37.2%	1,743	5,111	34.1%

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

## ■ 総合評価方式の実施状況(国・関係機関・代表市町村)①

“0”：該当無し

“-”：未公表

機関名	H21年度(最終実績)			H22年度(実施予定)			備考 (一般競争の導入状況)
	総合評価 実施件数	工事発注 件数	実施率 (%)	総合評価 実施予定	工事発注 件数	実施率 (%)	
国土交通省 近畿運輸局	0	3	0.00%	0	8	0.00%	全て一般競争入札
国土交通省 大阪航空局	40	59	67.80%	64	69	92.75%	H21→原則、1,000万円以上 H22→原則、1,000万円以上
海上保安庁 第五管区海上保安本部	0	25	0.00%	0	36	0.00%	全て一般競争入札
海上保安庁 第八管区海上保安本部	0	30	0.00%	0	16	0.00%	全て一般競争入札
農林水産省 近畿農政局	121	145	83.45%	89	103	86.41%	H21→3,000万円以上の工事は原則全て、3,000万円未満の小規模工事についても、 緊急性の高い工事を除いて、極力一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
林野庁 近畿中国森林管理局	46	61	75.41%	35	50	70.00%	H21→随意契約を除く、原則すべての工事(予定価格1,000万円未満のものを除く)に 一般競争入札を適用 H22→同上
防衛省 近畿中部防衛局	34	35	97.14%	43	43	100.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
警察庁 近畿管区警察局	0	3	0.00%	0	4	0.00%	全て一般競争入札
財務省 近畿財務局	3	22	13.64%	1	17	5.88%	H21→原則新築工事のみ制限付き一般競争入札(総合評価方式)を適用 H22→原則新築工事のみ制限付き一般競争入札(総合評価方式)を適用
財務省 大阪国税局	0	40	0.00%	0	43	0.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
経済産業省 近畿経済産業局	-	-	-	-	-	-	
環境省 近畿地方環境事務所	1	20	5.00%	0	4	0.00%	



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

## ■ 総合評価方式の実施状況(国・関係機関・代表市町村)②

“0”：該当無し

“-”：未公表

機関名	H21年度(最終実績)			H22年度(実施予定)			備考 (一般競争の導入状況)
	総合評価 実施件数	工事発注 件数	実施率 (%)	総合評価 実施予定	工事発注 件数	実施率 (%)	
環境省 近畿地方環境事務所	1	20	5.00%	0	4	0.00%	
最高裁判所 大阪高等裁判所	12	18	66.67%	5	5	100.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
西日本高速道路株式会社 関西支社	35	129	27.13%	31	85	36.47%	H21→原則、一般競争入札及び条件付一般競争入札 H22→原則、一般競争入札及び条件付一般競争入札
本州四国連絡高速道路株式会社	33	78	42.31%	59	72	81.94%	H21→原則、250万円以上の工事は全て条件付き一般競争入札 H22→H21年度と同様
阪神高速道路株式会社	73	73	100.00%	58	58	100.00%	H21→原則、250万円超の工事は、全て一般競争入札(総合評価落札方式) H22→H21年度と同様
関西国際空港株式会社	0	23	0.00%	0	20	0.00%	H21年度まで→少額随契を超えるものは 原則、全て一般競争入札 H22年度から→500万円を超えるものについて、原則一般競争入札
独立行政法人森林総合研究所 近畿北陸整備局	32	32	100.00%	23	23	100.00%	H21→原則、250万円超の工事は、全て一般競争入札(総合評価落札方式) H22→H21年度と同様
独立行政法人空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部	0	1	0.00%	0	1	0.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
独立行政法人 京都国立博物館	0	3	0.00%	0	3	0.00%	
独立行政法人 奈良国立博物館	1	8	12.50%	0	6	0.00%	
独立行政法人 京都国立近代美術館	0	1	0.00%	0	2	0.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
独立行政法人 国立国際美術館	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
独立行政法人 国立文化財機構奈良文化財研究所	1	2	50.00%	0	1	0.00%	H21→予定価格250万円超は一般競争入札 H22→予定価格250万円超は一般競争入札



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

## ■ 総合評価方式の実施状況(国・関係機関・代表市町村)③

“0”：該当無し  
 “-”：未公表

機関名	H21年度(最終実績)			H22年度(実施予定)			備考 (一般競争の導入状況)
	総合評価 実施件数	工事発注 件数	実施率 (%)	総合評価 実施予定	工事発注 件数	実施率 (%)	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 大阪支社	5	6	83.33%	4	7	57.14%	H21→原則、一般競争入札(一部の特殊な工事は条件付一般競争入札を適用) H22→原則、一般競争入札(一部の特殊な工事は条件付一般競争入札を適用)
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 西日本支社	5	15	33.33%	8	18	44.44%	H21→原則、一般競争入札(一部の特殊な工事は条件付一般競争入札を適用) H22→原則、一般競争入札(一部の特殊な工事は条件付一般競争入札を適用)
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	68	588	11.56%	26	44	59.09%	H21→一部の特殊な工事を除き、一般競争入札または制限付き一般競争入札を適用 H22→一部の特殊な工事を除き、一般競争入札または制限付き一般競争入札を適用
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	-	-	-	-	-	-	
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	0	11	0.00%	0	9	0.00%	H21→原則、全て制限付き一般競争入札を適用 H22→原則、全て制限付き一般競争入札を適用
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	0	27	0.00%	0	38	0.00%	H21→原則、一般競争入札 H22→原則、一般競争入札
独立行政法人 水資源機構 関西支社	14	127	11.02%	13	95	13.68%	H21→機械設備工事及び電気設備工事以外の工事で予定価格6,000万円以下のものを除き全て一般競争入札 H22→H21と同じ
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	54	325	16.62%	53	286	18.53%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
福井市	3	609	0.49%	4	600	0.67%	1,000万円以上
池田町	0	62	0.00%	0	64	0.00%	
大津市	2	315	0.63%	4	200	2.00%	10億円以上



# (1) 総合評価方式の導入・拡大について

## ■ 総合評価方式の実施状況(国・関係機関・代表市町村)④

“0”：該当無し

“-”：未公表

機関名	H21年度(最終実績)			H22年度(実施予定)			備考 (一般競争の導入状況)
	総合評価 実施件数	工事発注 件数	実施率 (%)	総合評価 実施予定	工事発注 件数	実施率 (%)	
愛荘町	0	63	0.00%	1	36	2.78%	H21→一部の特殊な工事を除き、条件付一般競争入札(左の工事発注件数のうち250万円未満の工事件数10件) H22→一部の特殊な工事を除き、条件付一般競争入札(左の工事発注件数のうち250万円未満の工事件数0件)
城陽市	0	41	0.00%	未定	40		土木・その他 1億円以上 建築 2億円以上
井手町	0	32	0.00%	0	42	0.00%	H21→条件付一般競争入札本格導入 H22→条件付一般競争入札本格導入
池田市	-	-	-	-	-	-	1億5000万円以上
能勢町	1	29	3.45%	0	24	0.00%	H21・H22共に、設計金額5,000万円以上は制限付一般競争入札
たつの市	0	120	0.00%	0	138	0.00%	130万円以上
市川町	0	33	0.00%	0	15	0.00%	H21→建築工事1億円以上、土木工事5千万円以上は、一般競争入札または制限付一般競争入札を適用 H22→建築工事1億円以上、土木工事5千万円以上は、一般競争入札または制限付一般競争入札を適用
大和高田市	1	107	0.93%	1	80	1.25%	原則、全て条件付き一般競争入札
上北山村	9	43	20.93%	11	50	22.00%	2件JVにて実施
紀の川市	0	261	0.00%	検討中	180		未導入
有田川町	0	214	0.00%	1	78	1.28%	未導入





# (2) 低入札対策について

## ■ 入札契約制度の実施状況(府県)

H22. 12末時点

都道府県名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
福井県	5億円以上の工事で導入(H22.4~)	2億円超	新公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事で導入	総合評価方式工事(1億円以上の全て、および1億円未満の一部)	非公表	左記以外	非公表	事後	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上	H22.1.4より、新公契連モデル(H21.4モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式1.8億円以上 建築一式3.5億円以上	旧々公契連モデル ※H23.4.1公告分より改定 (直接工事費×1.0+共通仮設費×1.0+現場管理費×0.4+一般管理費×0.2)×1.05	左記以外	調査基準価格と同様 ※H23.4.1公告分より調査基準価格と同様に改定	事前 一部案件で事後公表を試行	事前 一部案件で事後公表を試行	事前 一部案件で事後公表を試行
兵庫県	WTO対象工事で導入	5億円以上	新公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
奈良県	7億円以上の工事で導入	5,000万円以上	新公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
和歌山県	WTO対象工事で導入(H23.1~)	1億円以上	新公契連モデル	左記以外	※H21.12.1公告分の建設工事から適用。 (直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	事後 【1億円未満事前】	事後	事後

※太枠・斜体文字は、更新箇所



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(政令市)

H22. 12末時点

都道府県名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の市議会 案件	5,000万円超	新公契連モデル	5,000万円以下	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
大阪市	検討中	3億円以上	旧公契連モデル	3億円未満	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後
堺市	検討中	6,000万円以上	新公契連モデル	250万円超6,000万 円未満	(直接工事費×0.95+ 共通仮設費×0.9+現 場管理費×0.7+一般 管理費×0.3)- $\alpha$ ただし、下限は予定価 格の75%、上限は予定 価格の90% ( $\alpha$ =0円~20,000円 の範囲内で無作為に抽 出した金額)	事前 (総合評価落札方式 対象案件は事後)	事後	事後
神戸市	研究中	予定価格5億円以上 or総合評価適用案件	新公契連モデル (H22.9.1~)	左記以外	調査基準価格と同じ	原則事前 (一部案件で事後公 表を試行)	事後	事後

※太枠・斜体文字は、更新箇所



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)①

H22.12末時点  
 “×”：未導入  
 “-”：非公表

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
国土交通省 近畿運輸局	未定	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	非公表	-
国土交通省 大阪航空局	検討中	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	事後	-
海上保安庁 第五管区海上保安本部	他発注機関の動向を踏まえ今後検討	予定価格1,000万円以上	H21.4～新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
海上保安庁 第八管区海上保安本部	他発注機関の動向を踏まえ今後検討	予定価格1,000万円以上	H21.4～新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
農林水産省 近畿農政局	WTO政府調達協定対象工事 (H21は7.9億円、H22は上半期 6.9億円、下半期2億円)は原則と して入札ポンドを適用。 (H21該当無し、H22は3件予定)	予定価格が1,000万円以上 の工事	調査基準価格算定式＝ (①直接工事費*0.95＋② 共 通仮設費*0.9＋③ 現場管理 費*0.7＋④ 一般管理費*0.3) *1.05 ただし、上記の額が予定価格 *0.9を超える場合は、予定価 格*0.9とし、予定価格*0.7に満 たない場合は、予定価格*0.7 とする。	-	-	事後	事後	-
林野庁 近畿中国森林管理局	未定	予定価格1,000万円を超える 工事	通達による。	-	-	事後	事後	-
防衛省 近畿中部防衛局	一式工事5億以上その他工事3 億以上	予定価格1,000万円以上	本省通達による	-	-	事後	事後	-
警察庁 近畿管区警察局	検討中	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	事後	-
財務省 近畿財務局	未定	予定価格が1,000万円を超 えるもの (予決令85条)	財務省通達による (平成21年4月中央公契連モ デル)	×	×	事後	事後	×
財務省 大阪国税局	-	予定価格が1,000万円を超 えるもの (予決令85条)	財務省通達による (平成21年4月中央公契連モ デル)	-	-	事後	非公表	-



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)②

H22.12末時点 “-”：非公表

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
経済産業省 近畿経済産業局	-	-	-	-	-	-	-	-
環境省 近畿地方環境事務所	-	予定価格1,000万円以上	公契連モデル	-	-	事後	事後	-
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	予定価格1,000万円を超える工事	公契連モデル	-	-	事後	事後	-
福井市	未定	未導入 (平成20年10月廃止)	-	設計額130万円以上	建築一式:設計金額の82~85% 建築一式以外:設計金額の80~83% いずれもコンピューターによるランダム設定 入札後、開札直前に設定する	事後	-	事後
池田町	-	-	-	-	-	-	-	-
大津市	導入予定なし	×	-	設計金額130万円以上	新公契連モデル	事前	-	事後
愛荘町	今後検討	-	-	全件	非公表	事前	-	非公表
城陽市	研究中	未導入	-	設計金額130万円以上	非公表	事前	-	事前
井手町	導入予定なし	5,000万円以上	独自モデルを採用	左記以外の工事	非公表	事前	事前	非公表
池田市	-	-	-	1億5000万円以上	新公契連モデル(H21)	事前	未導入	事前
能勢町	-	-	-	設計金額5,000万円以上	調査準価格(旧公契連モデル(H20.6))と同様	事前	-	事前
たつの市	未定	予定価格15,000万円以上の工事	公契連モデル	予定価格130万円以上	新公契連モデル(H21)からランダム係数により減算	事前	事後	事後
市川町	-	-	-	-	-	事後	-	非公表



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)③

“×”：未導入

H22.12末時点

“-”：非公表

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
大和高田市	県内の他市町村の動向をふまえて検討	総合評価落札方式により実施時	旧公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
上北山村	-	-	-	全件	調査基準価格(新公契連モデル)と同様	事前	-	非公表
紀の川市	検討中	×	×	全件	-	事前	×	非公表
有田川町				建設工事	調査基準価格と同様	事前	非公表	事前
西日本高速道路株式会社 関西支社	-	予定価格250万円以上	新公契連モデル(H21.4)	250万円以上WTO協定基準額未満の工事のうち土木・舗装・橋梁等(15工種)に適用。 ※ 交通情報設備等(11工種)の工事費に占める工場製作費の割合が高い工事は適用外。	単価表合計金額(直接工事費+共通仮設費の一部)	事後	事後	事後
本州四国連絡高速道路株式会社	-	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	×	×	事後	事後	×
阪神高速道路株式会社	検討中	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル(H21.04モデル)	-	-	事後	事後	-
関西国際空港株式会社	他発注機関の動向を踏まえ今後検討	契約見込価格が3,000万円以上の競争契約	設定範囲2/3~7.5/10	-	-	事後	非公表	非採用
独立行政法人森林総合研究所 近畿北陸整備局	WTO案件のみ対応	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	-



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)④

H22.12末時点  
 “×”：未導入  
 “-”：非公表

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部	他発注者の動向を踏まえて検討	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	導入していない
独立行政法人 京都国立博物館	-	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	無
独立行政法人 奈良国立博物館	-	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	無
独立行政法人 京都国立近代美術館	-	予定価格1,000万円を超える工事	非公表	予定価格1,000万円を超える工事	非公表	非公表	非公表	非公表
独立行政法人 国立国際美術館	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
独立行政法人 国立文化財機構奈良文化財研究所	今後検討	予定価格1,000万円超	文部科学省発注工事請負等契約規則を準用 直接工事費×0.925+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3+消費税相当額	予定価格が1,000万円超	調査基準価格と同じ	事後	非公表	低入札調査を実施した場合に公表
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部 大阪支社	-	予定価格250万円を超える工事	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業 西日本支社	-	予定価格250万円を超える工事	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	-	予定価格1,000万円以上	非公表	-	-	事後 H21.10.1公告(掲示)物件から事前公表を取り止め、事後公表へ移行	事後	-



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)⑤

H22.12末時点  
 “×”：未導入  
 “-”：非公表

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	-	予定価格1,000万円以上	低入札調査基準価格算定方式	-	国の基準に準拠	事後	事後	事後
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	今後検討	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 水資源機構 関西支社	-	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	×	-	事後	事後	-
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	-	全ての案件	新公契連モデル(土木・建築) 国土交通省大臣官房技術調査課準拠(機械・電気)	-	-	原則事後	原則事後	-

## (3) 地方公共団体における入札契約制度の取組状況について

---



平成23年2月2日  
近畿地方整備局  
建政部建設産業課



# 地方公共団体における入札契約制度の取組状況について

根拠:入札契約適正化法第17条に基づき、調査を実施。平成23年1月24日に公表

調査基準日:平成22年9月1日

## 【平均落札率】 別紙1

平成21年度の都道府県の平均落札率は、**89.4%**で上昇に転じた。(20年度は88.2%)

## 【一般競争入札・総合評価方式の導入率】 別紙2

- 市区町村における一般競争入札の導入率は、**67.7%**(21年度は65.0%)
- 市区町村における総合評価方式の導入率は、**61.4%**(21年度は57.5%)

## 【最低制限価格・低入札価格調査基準価格の見直し状況】 別紙3

- 都道府県における最低制限価格については、34団体(制度導入団体の**81.0%**)が平成21年中央公契連モデルの水準以上に見直し済み。[調査基準日時点では、24団体(制度導入団体の**58.5%**)]
- 都道府県における低入札価格調査基準価格については、41団体(**87.2%**)が同モデルの水準以上に見直し済み。[調査基準日時点では31団体(**66.0%**)]
- ※ 都道府県の43団体(91.5%)がいずれかの見直しを実施済み。[調査基準日時点では、32団体(68.1%)]
- 政令市における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は、17市(**89.5%**)が平成21年中央公契連モデルの水準以上に見直し済み。[調査基準日時点では、10市(**55.6%**)]

## 【予定価格の公表時期】 別紙4

事後公表を一部でも実施しているのは、都道府県のうち27団体(**57.4%**)、政令市のうち13市(**68.4%**)  
[調査基準日時点では、都道府県のうち26団体(**55.3%**)、政令市のうち9市(**50.0%**)]

## 【低入札調査基準価格の公表時期】 別紙5

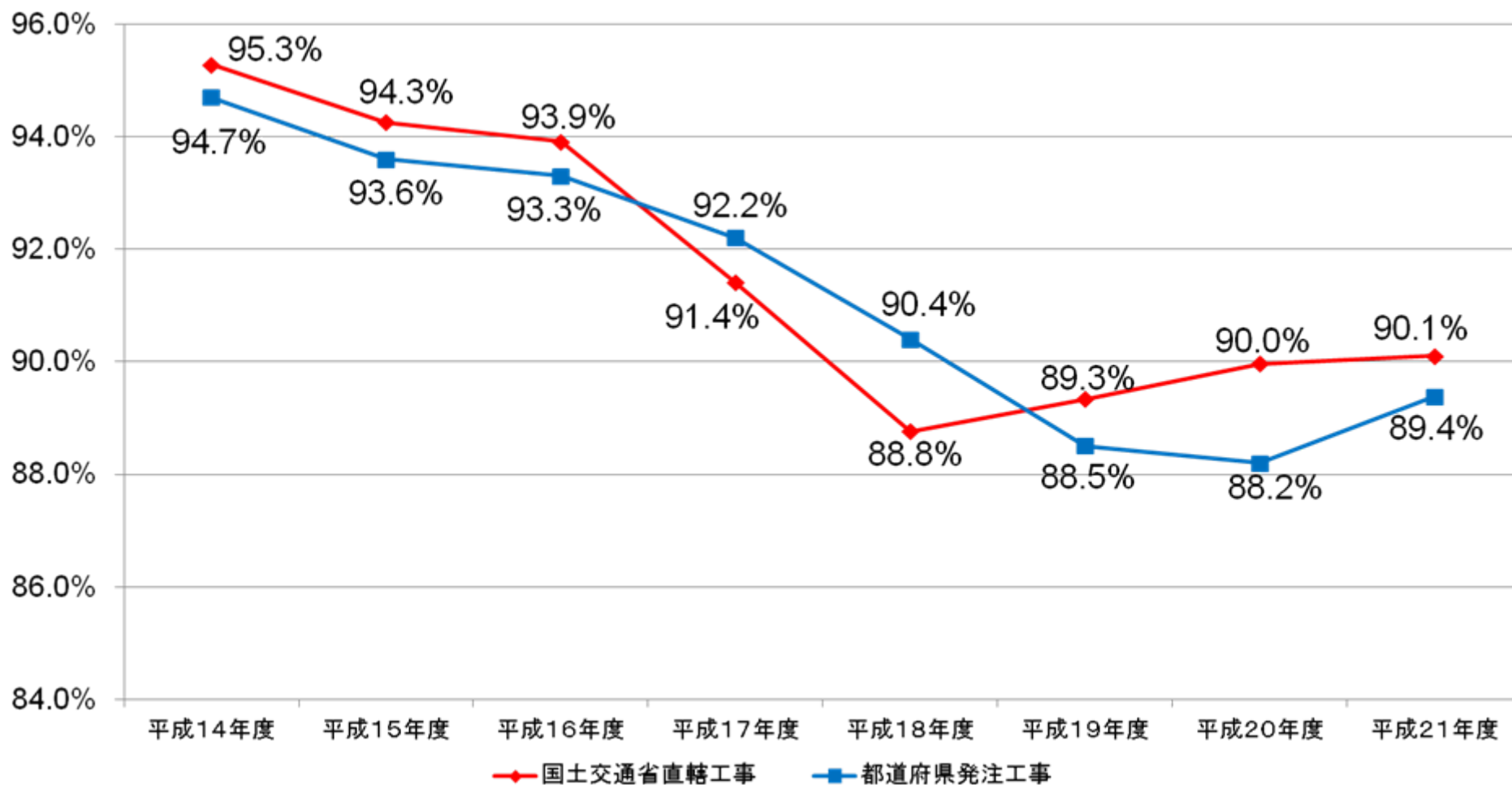
事後公表を一部でも実施しているのは、都道府県のうち38団体(**80.9%**)、政令市のうち16市(**84.2%**)  
[調査基準日時点では、都道府県のうち35団体(**74.5%**)、政令市のうち15市(**83.3%**)]

## 【最低制限価格の公表時期】 別紙6

事後公表を一部でも実施しているのは、都道府県のうち34団体(**81.0%**)、政令市のうち16市(**84.2%**)  
[調査基準日時点では、都道府県のうち29団体(**70.7%**)、政令市のうち15市(**83.3%**)]



# 国土交通省直轄工事及び都道府県の公共工事の落札率の推移



(国土交通省調べ)

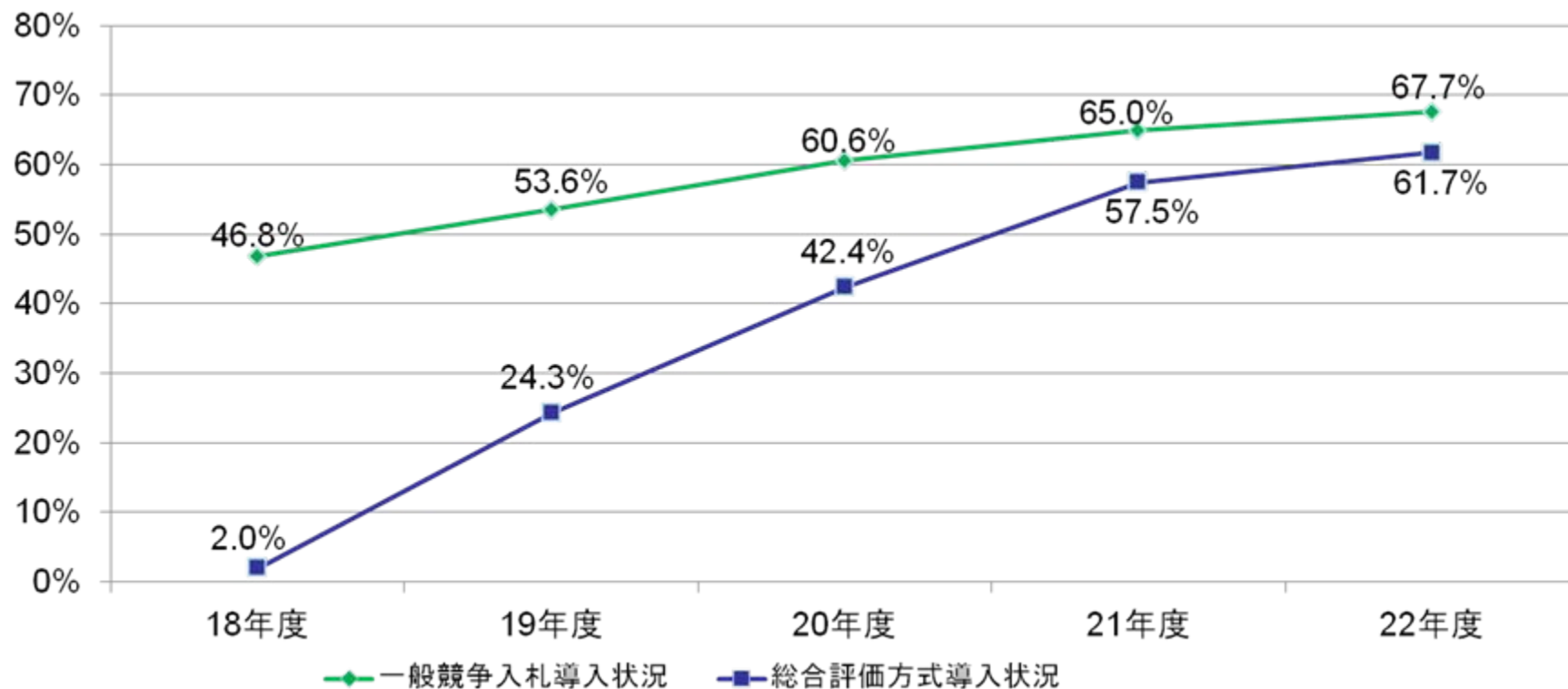
※直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）。



○都道府県、政令市においては、すべての団体において一般競争入札及び総合評価落札方式を導入済み。

○市区町村においては、一般競争入札の導入率が67.7%、総合評価落札方式の導入率が61.7%。

市区町村における一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況の推移



(公共工事入札契約適正化調査から)

## 都道府県における最低制限価格等の見直し状況(H22.9.1現在) ※H21.9.1時点との比較)

## (最低制限価格)

- ・21年4月公契連モデルより高い水準に設定: 13団体 (+4団体)
  - ①継続 9団体 (北海道、栃木県、神奈川県、新潟県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
  - ②算定式の見直し 4団体 (福島県、和歌山県、鳥取県、徳島県)
- ・21年4月公契連モデルを準用又は同水準: 21団体 (+6団体)
  - ①継続 14団体 (△1団体)
    - (秋田県、千葉県、山梨県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、奈良県、島根県、福岡県、熊本県、大分県)
  - ②算定式の見直し 6団体 (青森県、茨城県、群馬県、東京都、京都府、兵庫県)
  - ③制度の新規導入 1団体 (愛媛県)

## (低入札価格調査基準価格)

- ・21年4月公契連モデルより高い水準に設定: 10団体 (+2団体)
  - ①継続 8団体 (北海道、栃木県、新潟県、長野県、山口県、佐賀県、宮崎県、沖縄県)
  - ②算定式の見直し 2団体 (宮城県、福島県)
- ・21年4月公契連モデル準用又は同水準: 31団体 (+8団体)
  - ①継続 23団体 (岩手県、山形県、秋田県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、奈良県、和歌山県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県)
  - ②算定式の見直し 8団体 (青森県、茨城県、群馬県、東京都、山梨県、京都府、兵庫県、岡山県)

○都道府県の43団体において、いずれかの見直しを実施 (+11団体)

## 指定都市における最低制限価格等の見直し状況(H22.9.1現在) ※H21.9.1時点との比較)

## (最低制限価格)

- ・21年4月公契連モデルより高い水準に設定: 2団体 継続 (札幌市、さいたま市)
- ・21年4月公契連モデルを準用又は同水準: 15団体 (+6団体+相模原市)
  - ①継続 9団体 (仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、北九州市)
  - ②算定式の見直し 6団体 (静岡市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市)

## (低入札価格調査基準価格)

- ・21年4月公契連モデルより高い水準に設定: 2団体 継続 (札幌市、さいたま市)
- ・21年4月公契連モデルを準用又は同水準: 15団体 (+7団体+相模原市)
  - ①継続 8団体 (千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、北九州市)
  - ②算定式の見直し 6団体 (仙台市、静岡市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市)
  - ③制度の新規導入 1団体 (広島市)

○指定都市19団体のうち、  
17団体において、いずれか  
の見直しを実施  
(+6団体+相模原市)



## (H21.9.1→H22.9.1比較)

1 事後公表(11道県、3政令市) <+1県、1政令市>

- ①継続 北海道、福島県、群馬県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、[兵庫県](#)、岡山県、長崎県、浜松市、岡山市
- ②併用から移行↑ 佐賀県、札幌市

2 事後公表及び事前公表の併用(10県、5政令市) <△1県、±0政令市+相模原市>

- ①継続 栃木県、千葉県、山梨県、富山県、[和歌山県](#)、[滋賀県](#)、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県  
仙台市、川崎市、新潟市、相模原市
- ②事前公表から移行↑ [さいたま市](#)

3 事後公表の一部試行(6府県、5政令市) <+1府県、+2政令市>

- ①継続 山形県、埼玉県、山口県、徳島県、横浜市、[大阪市](#)、[神戸市](#)
- ②新たに試行を開始↑ [大阪府](#)、鳥取県、千葉市、[堺市](#)

**○予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、27道府県(・26+2-1)、13政令市(・9+3+相模原市)**

4 事後公表の一部試行を廃止(1県) ↓ 岐阜県

(※H22.9.2以降の状況)

滋賀県 事後公表及び事前公表の併用から事後公表に移行(H22.10.1～)

秋田県 案件により事後公表の試行を開始(H22.10.22～)



### 1 事後公表(36道府県、16政令市) <+2県>

- ①継続 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、[福井県](#)、[京都府](#)、[兵庫県](#)、[和歌山県](#)、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、[大阪市](#)、[堺市](#)、[神戸市](#)、岡山市、北九州市
- ②非公表から移行↑ 山梨県、佐賀県

### 2 原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行(2府県) <+1府>

- ①継続 徳島県      ②事前公表から移行↑ [大阪府](#)

### 3 事前公表(2県、3政令市) <△1府>

- ①継続 [奈良県](#)、福岡県、[京都市](#)、広島市、福岡市

### 4 非公表(7都県) <△2県>

- ①継続 福島県、東京都、[滋賀県](#)、岡山県、山口県、香川県、鹿児島県



### 1 事後公表(33道府県、16政令市) <+3県>

- ①継続 北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、[福井県](#)、[京都府](#)、[兵庫県](#)、[和歌山県](#)、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、[大阪市](#)、[堺市](#)、[神戸市](#)、岡山市、北九州市
- ②非公表から移行↑ 山梨県、佐賀県      ③最低制限価格制度導入 愛媛県

### 2 原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行(1府) <+1府>

- ①事前公表から移行↑ [大阪府](#)

### 3 事前公表(2県、3政令市) <△1府、+1政令市>

- ①継続 [奈良県](#)、福岡県、[京都市](#)、福岡市      ②最低制限価格制度導入 広島市

### 4 非公表(6都県) (△2県)

- ①継続 福島県、東京都、[滋賀県](#)、岡山県、香川県、鹿児島県



# (4) 総合評価方式導入・拡大の課題と対策について

## ② 審査会等における職員交流の推進 1

自治体名	関わりの内容	関わりの立場	担当事務所	備考
福井県	・評価項目及び評価基準の設定 ・落札者の選定	審査委員	福井河川国道	
福井市	・評価項目及び評価基準の設定 ・落札者の選定	審査委員	福井河川国道	
滋賀県	・落札者の選定 ・落札者の選定結果確認	審査委員	滋賀国道・琵琶湖河川 大和川ダム	
京都府	・落札者の選定 ・落札者の選定結果確認	審査委員	京都国道	
木津川市	・落札者の選定 ・落札者の選定結果確認	審査委員	京都国道	
宇治市	・落札者の選定 ・落札者の選定結果確認	審査委員	京都国道	
南丹市	・落札者の選定 ・落札者の選定結果確認	学識経験者への意見聴取	京都国道	
奈良県	・評価項目及び評価基準の設定 ・落札者の選定結果確認	学識経験者への意見聴取	奈良国道・紀の川統管 大和川河川	
堺市	・評価項目及び評価基準の設定 ・落札者の選定結果確認	学識経験者への意見聴取	大和川河川	
柏原市	・評価項目及び評価基準の設定 ・落札者の選定結果確認	学識経験者への意見聴取	大和川河川	
高槻市	・評価項目及び評価基準の設定	学識経験者への意見聴取	大阪国道	
泉大津市	・評価項目及び評価基準の設定	学識経験者への意見聴取	大阪国道	
茨木市	・評価項目及び評価基準の設定	学識経験者への意見聴取	淀川河川	
東大阪市	・評価項目及び評価基準の設定	学識経験者への意見聴取	淀川河川	





# (4) 総合評価方式導入・拡大の課題と対策について

## ② 審査会等における職員交流の推進 2

自治体名	関わりの内容	関わりの立場	担当事務所	備考
洲本市	・評価項目及び評価基準の設定	審査委員	兵庫国道	
明石市	・評価項目及び評価基準の設定	審査委員	兵庫国道	
神戸市	・評価項目及び評価基準の設定	学識経験者への意見聴取	兵庫国道	
南淡路市	・評価項目及び評価基準の設定	審査委員	兵庫国道	
芦屋市	・評価項目及び評価基準の設定	審査委員	兵庫国道	
丹波市	・評価項目及び評価基準の設定	審査委員	兵庫国道	
姫路市	・落札者の選定	学識経験者への意見聴取	姫路河川国道	
赤穂市	・落札者の選定	学識経験者への意見聴取	姫路河川国道	
相生市	・落札者の選定	学識経験者への意見聴取	姫路河川国道	
香美町	・評価項目・基準の設定	学識経験者への意見聴取	豊岡河川国道	
和歌山県	・評価項目及び評価基準の設定 ・技術提案の評価	審査委員	和歌山河川国道 紀南河川国道	

### ③ 平成22年度研修実績及び平成23年度研修計画

#### 1) 管内研修への自治体等受け入れ状況について

平成22年度の管内研修22コース（技術調査課担当）のうち、14コースについて受け入れを実施し、12機関より35名が参加。

#### 外部研修生受け入れ状況

機関名 研修名	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	神戸市	堺市	伊丹市	加古川市	本四高速	阪神高速	水資源機構	合計	受け入れ枠	備考
検査技術	1		1			1			1								4	5	
道路管理							1	1	1								3	5	
施工監督						1	1	1			1						4	5	
橋梁技術			1			1			1	1							4	5	
新工法・新技術							1	1			1						3	5	
広域計画						1					1						2	5	
建築技術 (ストックマネジメント)								1	1				1	1			4	5	
国際科																	0	3	
環境技術																	0	5	
良好な景観形成				2							1						3	5	
河川管理						1	1									1	3	5	
河川技術(上級)			1			1											2	5	
構造物設計		1	1														2	5	
施工監督(上級)							1										1	5	
合計	1	1	4	2	0	6	6	4	3	0	5	1	1	0	0	1	35	68	

#### 2) 平成23年度 自治体等からの受け入れ(案)について

- ・管内の府県・政令市及び水資源機構、阪神高速(株)、本四高速(株)に対して受講募集を行う。また、府県を通じて市町村へも募集を行い、受け入れ拡大を図る。
- ・受け入れ対象研修は、平成22年度と同程度を予定している。
- ・研修受講希望に関する文書は、例年通り3月上旬頃に各府県・政令市等宛、発送予定。

## 2. 近畿地方整備局における取組みについて

- (1) 工事円滑化の取組み
- (2) 工事における業務効率化の取組み
- (3) 工事施工調整会議(三者会議)ガイドライン
- (4) 総合評価落札方式の採否の通知・問合せ状況
- (5) 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入(市場化テスト)
- (6) 建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針



国土交通省

平成23年2月2日

近畿ブロック発注者協議会

## (1) 工事円滑化の取り組み

## (2) 工事における業務効率化の取り組み

1. 工事円滑化の取り組み .....	P 1
2. 工事書類作成に係わる改善 .....	P 7
3. 施工プロセスを通じた検査の導入 .....	P18
4. 情報化施工技術の推進 .....	P24
(参考資料) .....	P31
・工事施工調整会議【三者会議】ガイドライン(案)	

# 1. 工事円滑化の取り組み

# 工事の円滑化の取り組み①

## 【テーマ】

生産性阻害要因の排除

設計変更の一層の適正化

キャッシュフローの確保

## 【目的】

片務性の排除

工事書類の簡素化

コミュニケーションの確保

運用基準の明確化

支払額の適正化

出来高部分払いを選択しやすい環境の整備

## 【取り組み状況】

●土木工事書類作成マニュアル(案)の作成・周知 (H21.10)

●発注者が求める工事関係書類の明確化による業務の効率化 (H22.11)

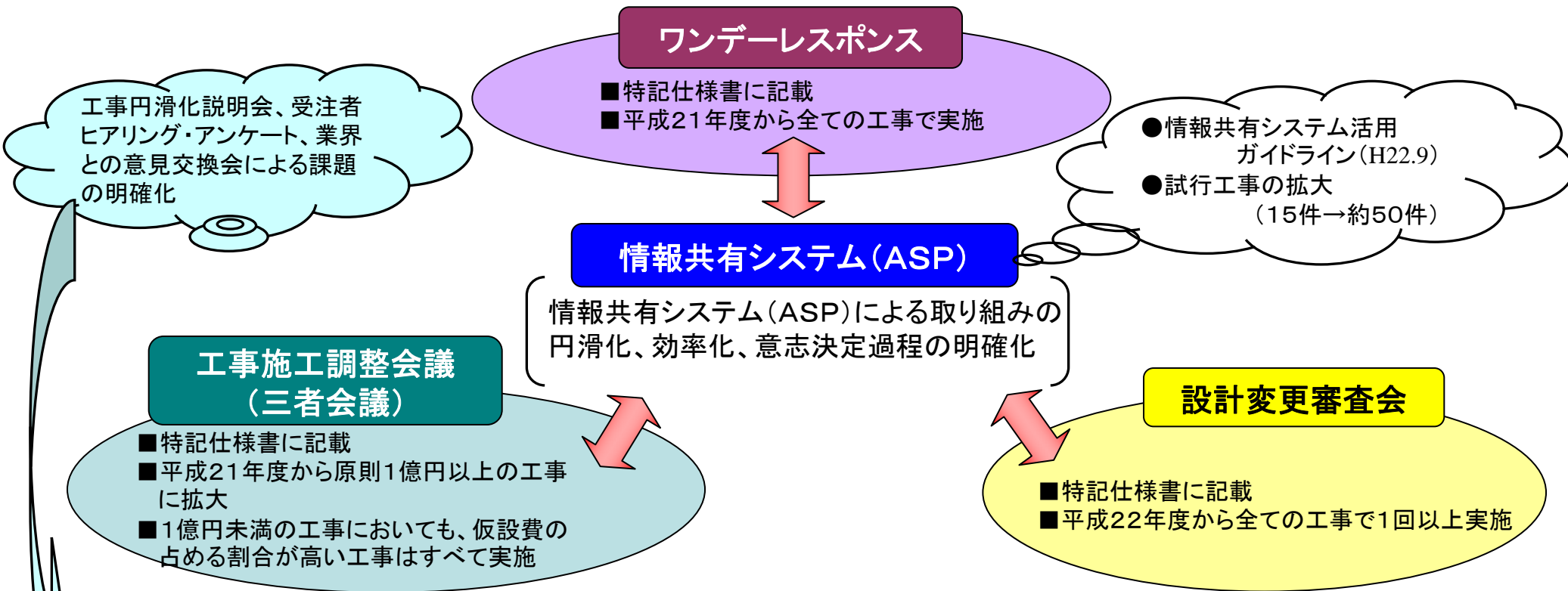
●ワンデーレスポンス、三者会議、設計変更審査会の積極的な運用 (H21)  
●設計変更ガイドラインなど°の作成・特記仕様書記載 (H21.4)

●恒久化に向けたフォローアップ (工事円滑化説明会・八箇条)  
●三者会議ガイドライン(作成中)

●施工プロセスを通じた検査の試行 (H19~)

●試行の拡大 (H22.4)

## ワンデーレスポンス、工事施工調整会議（三者会議）、設計変更審査会の一体的な取り組みと情報共有システムの活用



- 受発注者を対象とした工事円滑化説明会の開催<前期・後期開催>  
(前期：全事務所実施 H22.6月～H22.8、後期：H22.11月～H22.12予定)
- 「工事円滑化発注者心得八箇条」による円滑化の推進  
(発注者がやるべきこと、情報の共有などの心得を明文化)

## 各種ガイドラインの周知

### 【特記仕様書記載例】

#### 第〇条 各種ガイドラインの遵守

工事の実施にあたっては、「設計図書の照査ガイドライン(案)」(平成20年1月)「工事一時中止に係るガイドライン(案)」(平成20年3月)及び「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成20年5月)を遵守して行うものとする。

#### ■設計図書の照査ガイドライン(案)

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200100.pdf>

#### ■工事一時中止に係るガイドライン(案)

[http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331\\_2.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331_2.pdf)

#### ■工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

[http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331\\_1.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331_1.pdf)

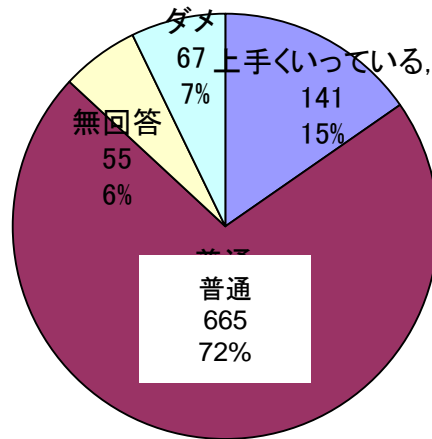


## 工事円滑化発注者心得八箇条

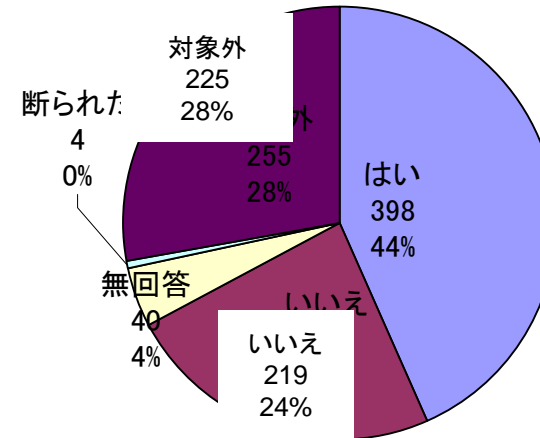
- 第1条 河川及び道路管理者等への法令協議は、発注者(協議担当職員)が行うこと。
- 第2条 副所長は、発注時チェックシートに未協議事項がある場合は、特記仕様書に協議完了時期等の条件が記載されているか確認すること。
- 第3条 第1条協議の進捗状況は受注者にも情報提供すること。
- 第4条 副所長又は工事品質管理官は、施工調整会議、設計変更審査会に必ず出席すること。
- 第5条 発注担当課は、施工調整会議、設計変更審査会に於いて各種ガイドラインを受注者に説明すること。
- 第6条 施工調整会議、設計変更審査会に於いて確認した内容は、打合せ簿で取り交わすこと。
- 第7条 発注者(甲)は、工事が施工できない場合、一時中止の通知を行うこと。
- 第8条 工事打ち合わせ簿及び変更伺いの内部決裁は、それぞれ押印した日付を記入すること。

## 円滑化に向けた取り組みアンケート (後期の説明会において受注者を対象に実施)

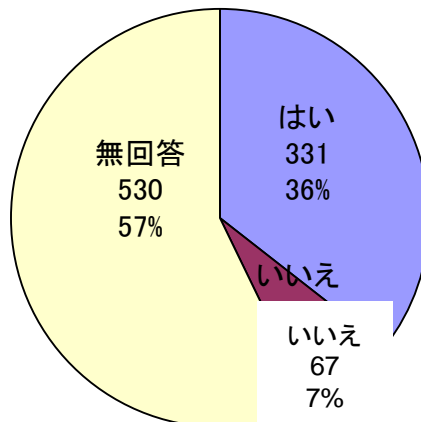
Q1 ワンデーレスポンスの状況は如何？



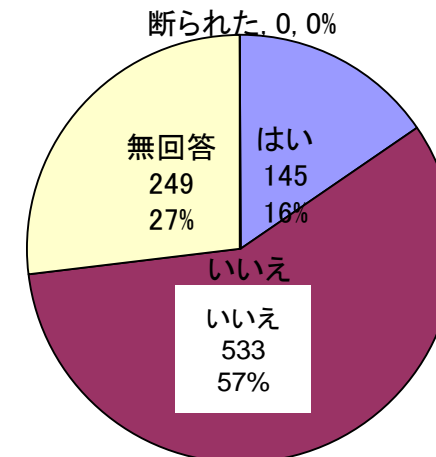
Q2 工事施工調整会議を行っていますか？



Q4 発注者と議事録の情報共有をしていますか？



Q6 設計変更審査会議を行っていますか？



## 2. 工事書類作成に係わる改善

## 完成検査における工事書類の一例


- 高架橋下部工事
- 工期 約19カ月
- 最終契約額 227百万円
- 検査書類 3559枚



手持ち書類

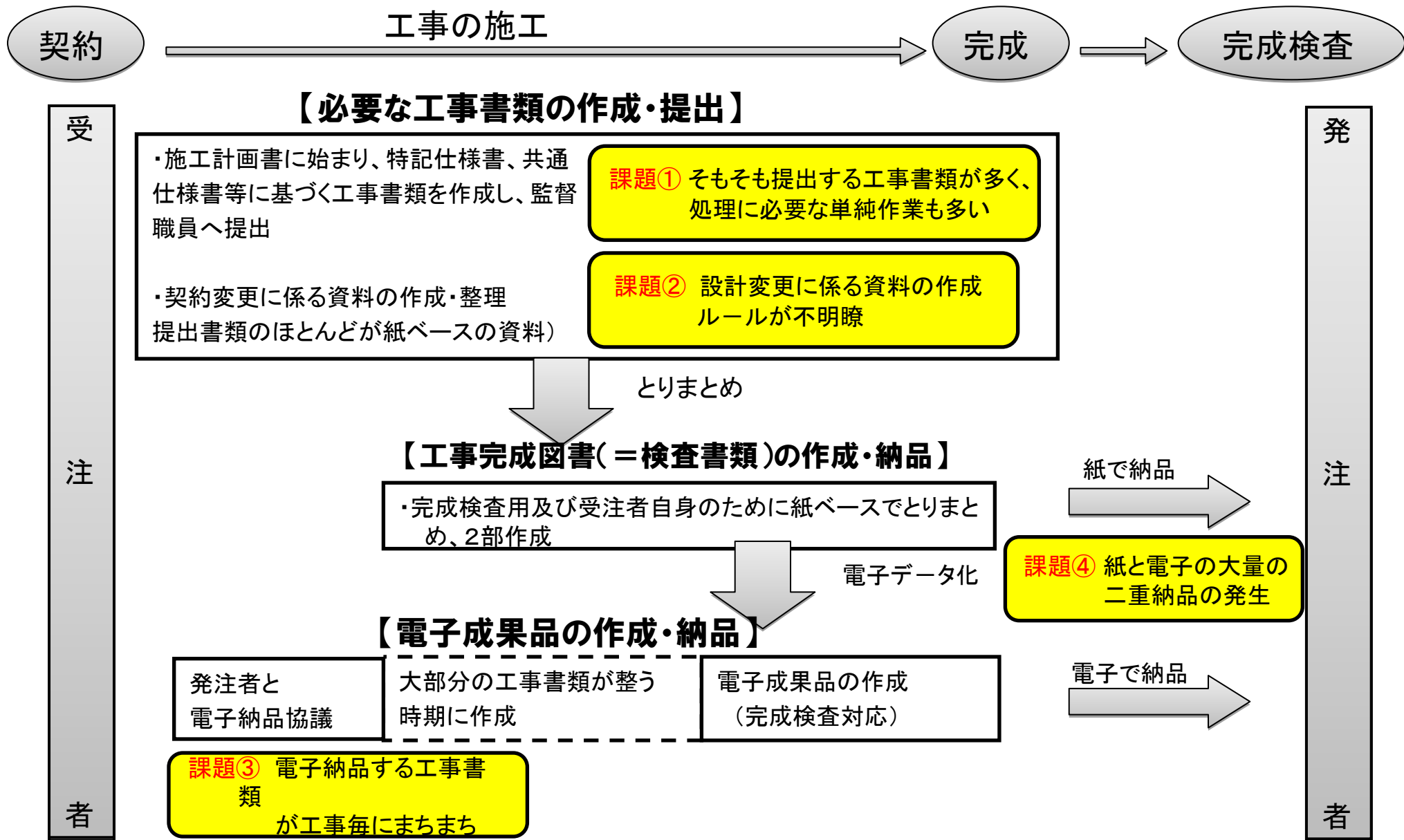
提出書類

- 道路改良工事
- 工期 約26カ月
- 最終契約額 357百万円
- 検査書類 6304枚



手持ち書類

提出書類



# 工事書類の作成に係わる課題に対する取り組み

【課題①】: 提出する工事書類が多く、処理に必要な単純作業が多い

## ➡ 1. 提出する工事書類等のさらなる簡素化・削減

- ・「平成21年度土木工事書類作成マニュアル」の作成、「平成22年度 提出書類（工事関係書類一覧表）」の見直し、「平成23年度4月共通仕様書」の改訂

## 2. 情報共有システム(ASP)の活用による工事書類の電子処理化の実施と、紙で提出させないことの明確化による工事書類の削減

- ・工事書類の処理（提出、発議、決済）をインターネット経由で実施することで、受注者の単純作業（印刷、移動、整理等）を排除。H22.9「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を策定し明記。

【課題②】: 設計変更に係る資料の作成ルールが不明瞭

## ➡ 1. 「設計変更ガイドライン」等に基づく資料のルールづくりを検討

- ・変更根拠資料・変更図面・変更数量計算書等において作成者や必要資料の明確化等の検討による改善

【課題③、④】: 電子納品する工事書類が工事毎にまちまちであり、紙と電子の二重納品が発生している。

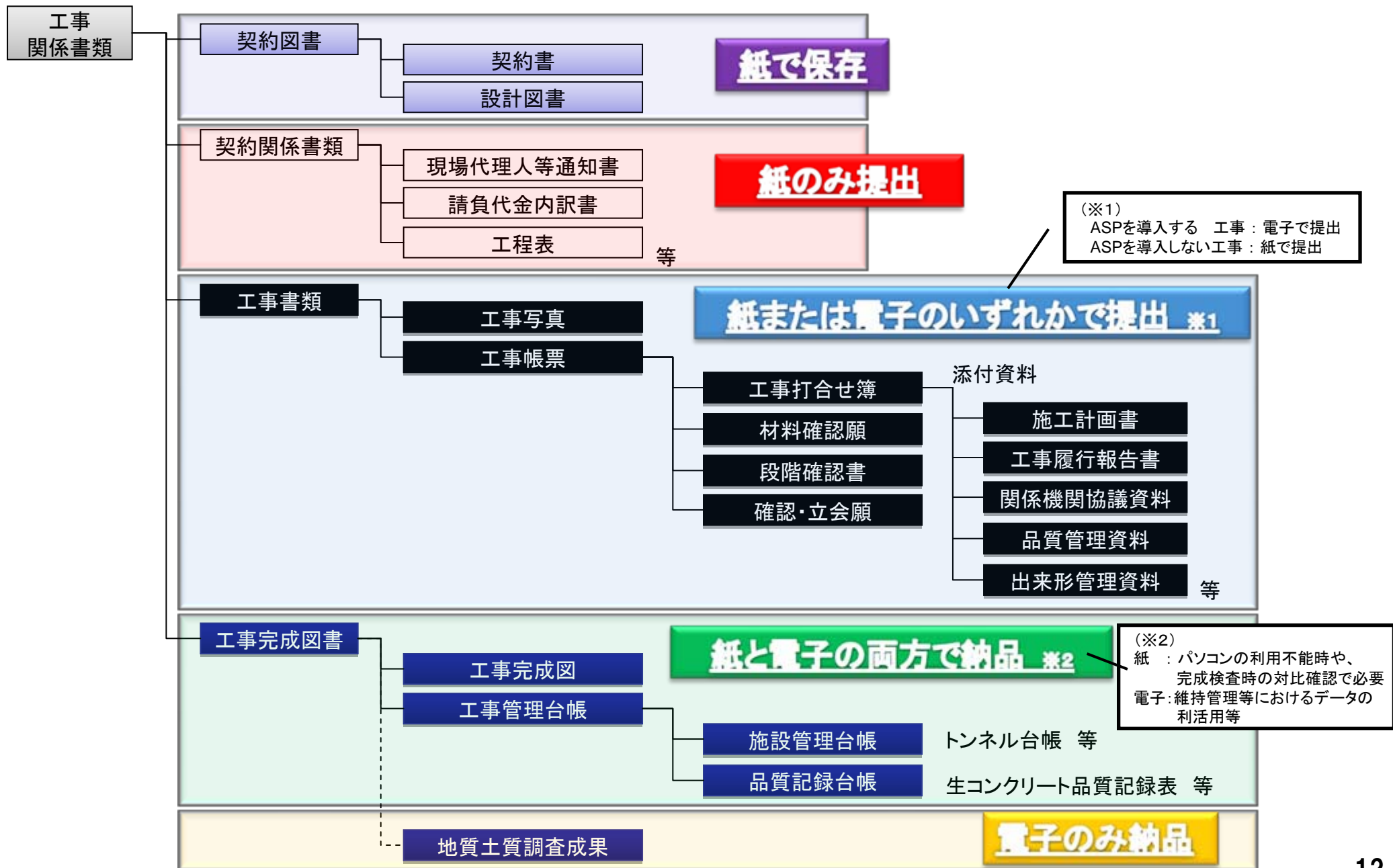
## ➡ 1. 電子納品のガイドライン・基準等を見直しによる二重納品の排除

- ・「電子納品等要領運用ガイドライン【土木工事編】」、  
「工事完成図書の電子納品等要領」、「デジタル写真管理情報基準」の基準の改訂(H22.9)

## 2. 情報共有システムの活用と電子検査の実施による業務改善の実施。

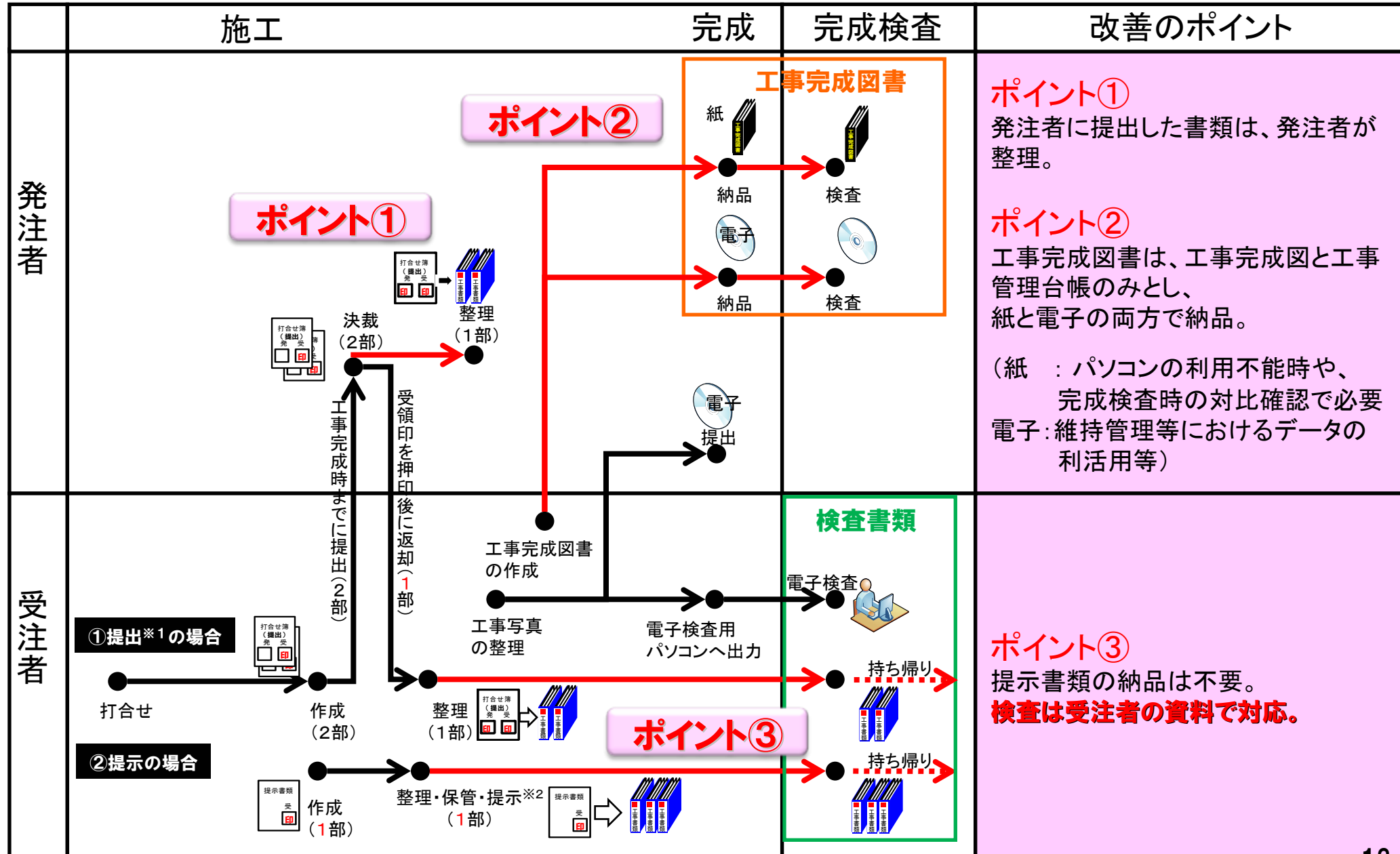
- ・H22.9「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を策定

# 発注者が求める工事関係書類の体系化と対応





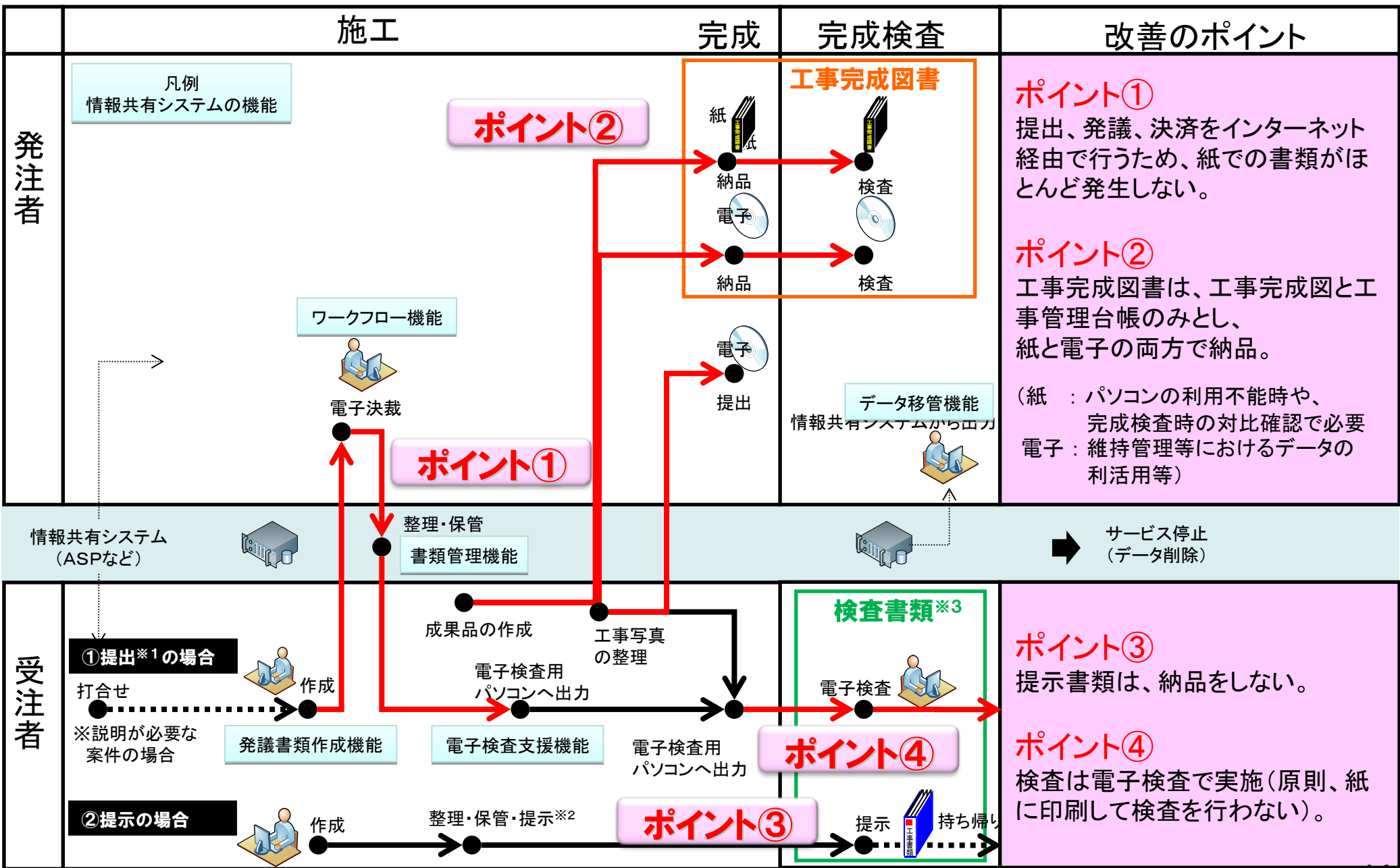
# ASPを導入しない場合の工事書類作成の改善



※1 受発注者双方で押印する打合せ簿(協議・承諾など)も同じ

※2 監督職員から請求があった場合に提示

# ASPを導入した場合の工事書類作成の改善



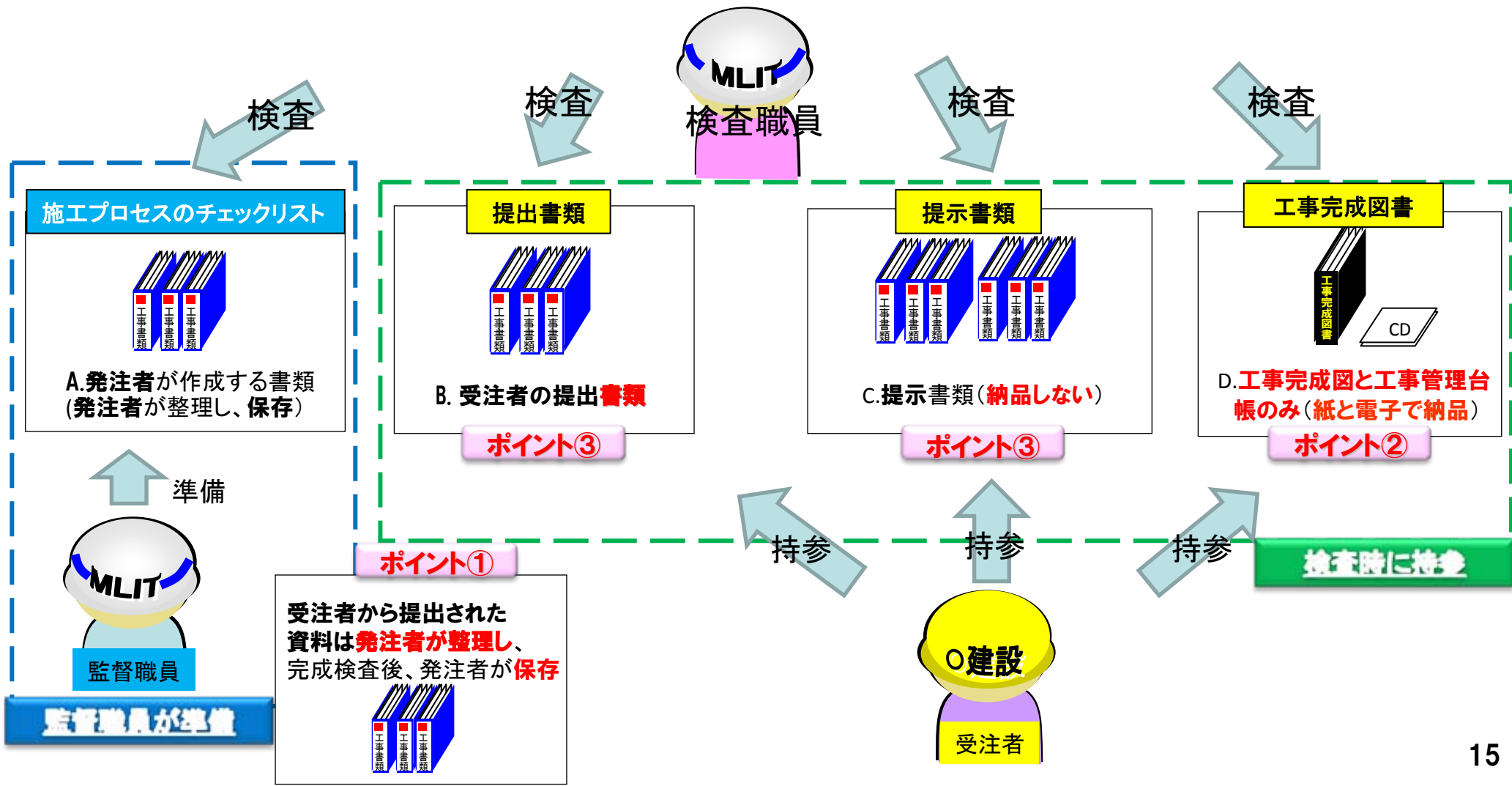
※1 受発注者双方で押印する打合せ簿(協議・承諾など)も同じ

※2 監督職員から請求があった場合に提示

※3 その他契約関係書類は、紙で用意。

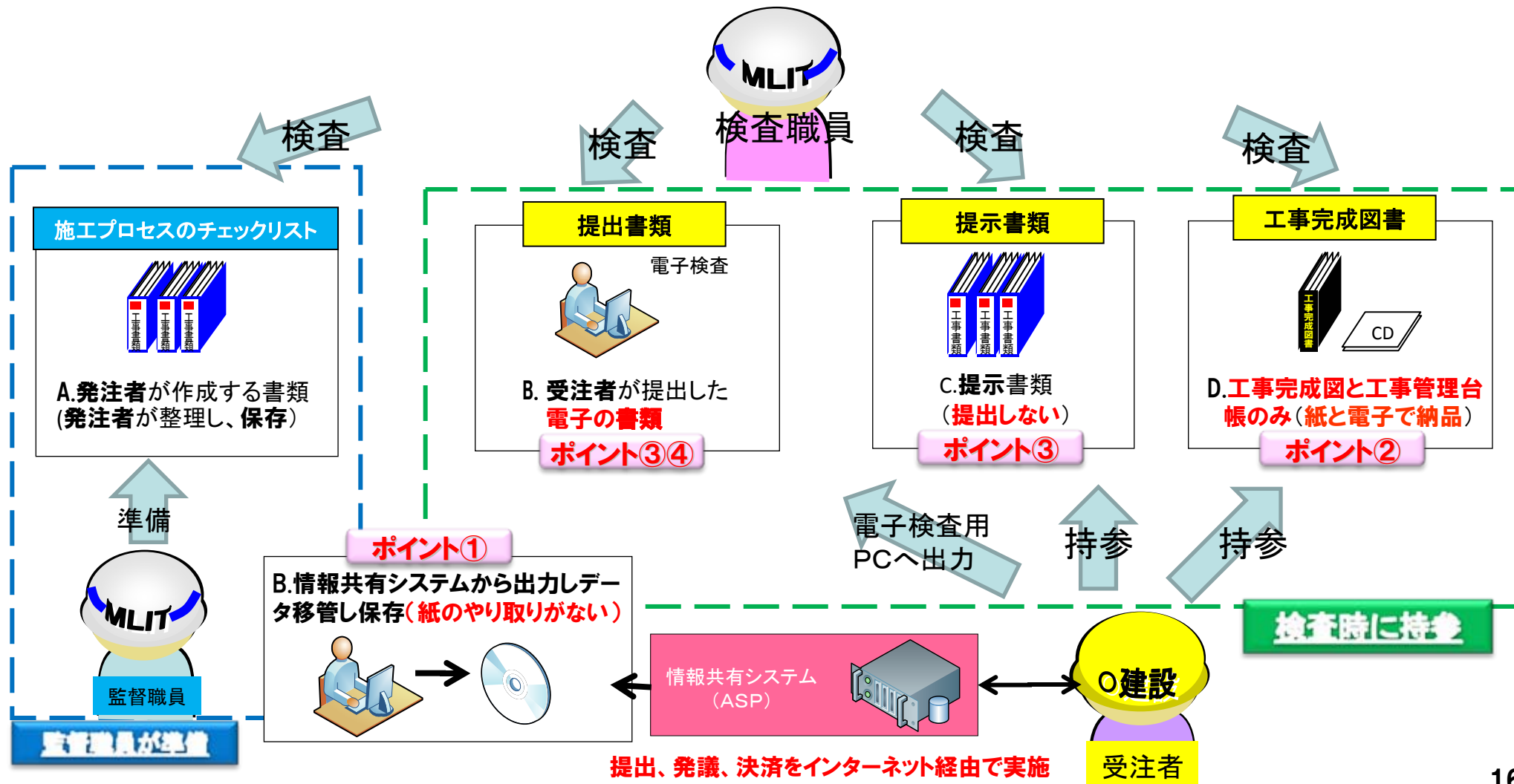
検査時に受注者が準備する書類は、

**B. 提出書類(1部)、 C. 提示書類、 D. 工事完成図書**



# ASPを導入した場合の検査書類

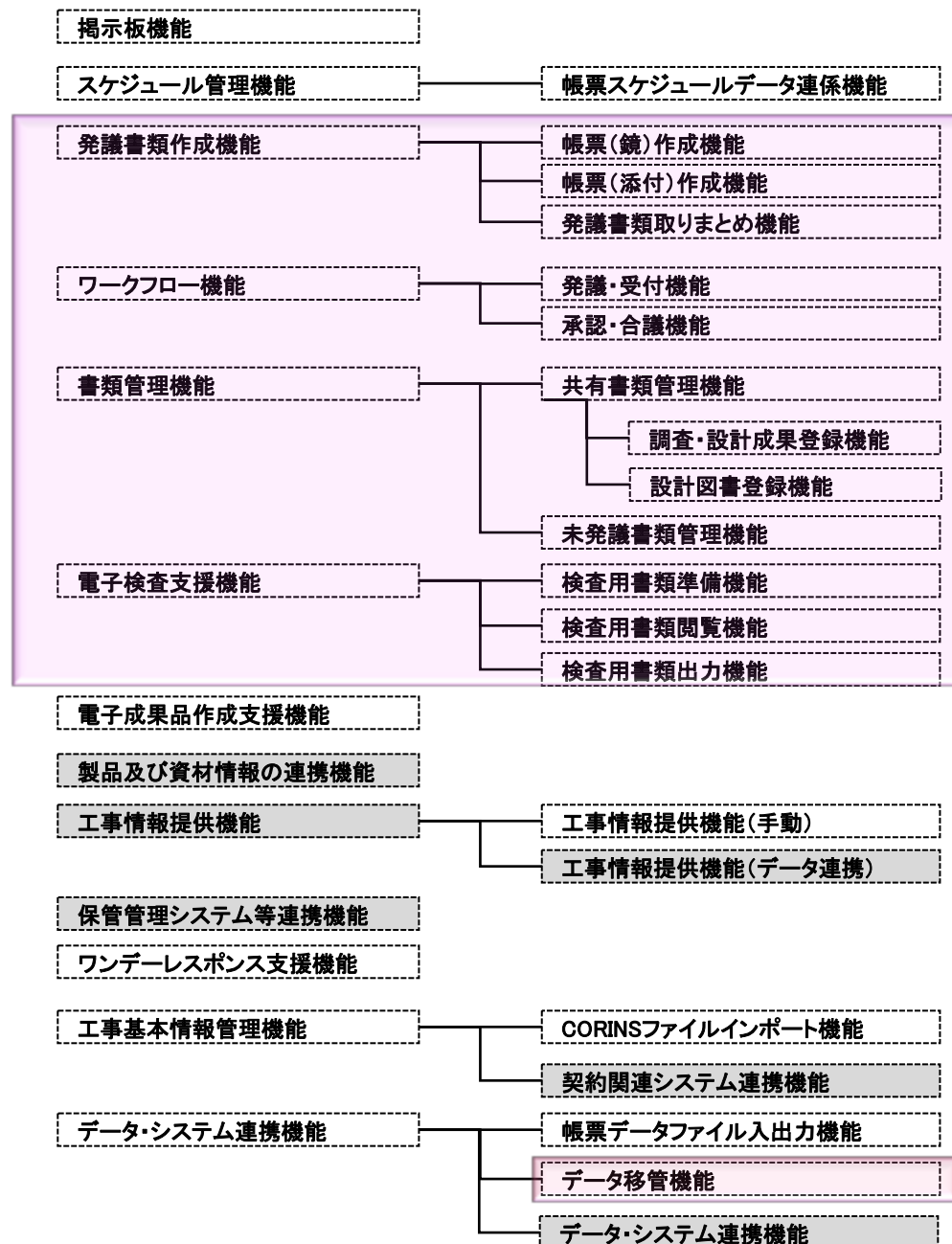
- 情報共有システムを導入した場合、提出書類は電子検査で対応。
- 検査時に受注者が準備する書類は、  
**B. 提出書類(電子書類)**、**C. 提示書類**、**D. 工事完成図書**



# 情報共有システムの機能要件

## ユーザ利用機能

ユーザの業務を支援する機能



**利用を必須とした機能**

(残りの機能活用の有無は受発注者協議)

## 共通機能

複数の機能に共通する機能

※ 灰色部分は、拡充等で実施する機能 (Rev2.0では対象外)

### 3. 施工プロセスを通じた検査の導入

# 施工プロセスを通じた検査導入の目的と業務の効率化

## 1. 施工プロセスを通じた検査の目的

- ・ 工事目的物の品質確保及び粗雑工事の防止 ⇒ 質及び頻度の高い現場チェック
- ・ **元請・下請企業に対するキャッシュフローの改善** ⇒ 既済部分検査実施による出来高部分払いを採用  
(既済部分検査は、受注者の請求で実施。)

## 2. 施工プロセスを通じた検査導入による効率化

- ・ **既済部分検査業務の効率化** ⇒ 「施工プロセス検査チェックシート」活用による効率化

### 「施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領(案)」に基づく効率的な検査の徹底

#### 検査書類の簡素化

- ・ 準備する書類は、**請求書、出来高内訳書及び出来形報告書のみ。**
  - ⇒ 受注者が作成
- ・ 施工プロセスや施工状況等の確認は、**「施工プロセスを通じた検査」のチェックシートを活用。**
  - ⇒ 発注者が作成
- ・ 出来高確認以外の資料(施工体制、工事打合せ簿等)を**準備させないこと(求めないこと)。**

※ 検査の書類を簡素化できるのは、「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。  
それ以外の工事では、既済部分検査技術基準(案)による通常どおりの資料を準備する。

#### 検査体制の効率化

- ・ 既済部分検査の立会者は、**原則として現場代理人とする。**
- ・ 検査場所は、原則実地とするが、**机上でもよい。**
- ・ 検査中も現場の**施工は継続する**(但し、検査の支障となる場合を除く)。
- ・ **現場の整理状況**を評価(成績評定)しない。

# 「施工プロセスを通じた検査」とは

## 通常工事の監督・検査業務

### 監督業務

#### 契約関係業務

- ・契約内容の確認
- ・契約変更の確認
- ・変更図面の作成
- ・提出書類の受理、指示等

#### 調整関係業務

- ・地元調整
- ・関係機関協議

#### 現場確認業務

- (立会い業務)
- ・段階確認
  - ・指定材料確認
  - ・設計図書の規定による立会い

- (状況把握)
- ・施工状況の把握

### 検査業務

- ・完成検査(給付の検査+技術検査)
- ・中間技術検査(技術検査)
- ・既済部分検査(給付の検査)

- ・監督業務を行う工事の件数が増えると、現場確認業務への影響（臨場回数の減少）が高くなる。
- ・臨場回数の減少は、各検査業務に対する負担が大きくなる。

## 施工プロセスを通じた検査を導入した工事の監督・検査業務

### 監督業務

#### 契約関係業務

- ・契約内容の確認
- ・契約変更の確認
- ・変更図面の作成
- ・提出書類の受理、指示等

#### 調整関係業務

- ・地元調整
- ・関係機関協議

#### 現場確認業務

(施工プロセス検査業務へ)

- (状況把握)
- ・施工状況の把握

### 検査業務

- ・完成検査(給付の検査+技術検査) **効率化**
- ・~~中間技術検査(技術検査)~~ **省略可** ←近畿地整は当面実施
- ・既済部分検査(給付の検査) **効率化**
- ・**施工プロセス検査業務(週2~3回の臨場)**

報告

- ・大規模な工事において監督業務の段階確認等を検査業務である施工プロセス検査業務で実施。
- ・監督業務の軽減を図るとともに、業務の成果を各検査へ活用することにより検査業務の効率化。



# 公共工事における支払い制度

## 1. 前金払い方式の支払い

- ・契約後、前払金として請負代金の4割。
- ・工事完成後、完成払として請負代金の残り6割。

## 2. 中間前金払い方式の支払支払い

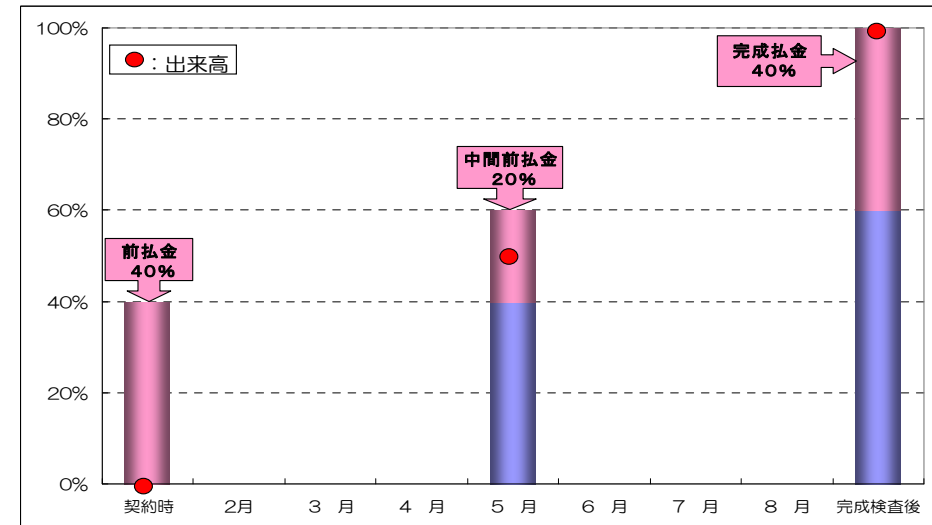
- ・契約後、前払金として請負代金の4割。
- ・出来高及び工期が50%を超えた段階で、前払金として請負代金の2割。
- ・工事完成後、完成払として請負代金の残り4割。

## 3. 出来高部分払方式の支払い

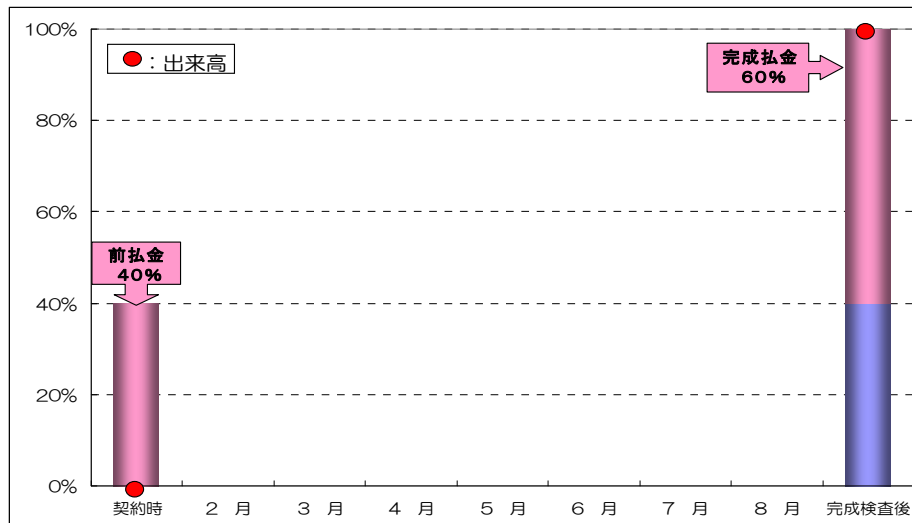
- ・契約後、前払金として請負代金の2割。
- ・出来高で20%を達成するか4ヶ月経過した段階で、前払金として請負代金の2割。  
(工期が270日以下の工事では、4ヶ月を2ヶ月に短縮)
- ・部分払として出来高に応じた支払い。  
(部分払金 = 出来高 × (0.9 - 0.4) - 既存部分払支払金)
- ・工事完成後、残りの請負代金。

## 2. 中間前金払い方式

(請負代金1,000万円以上かつ工期が150日を超える工事)

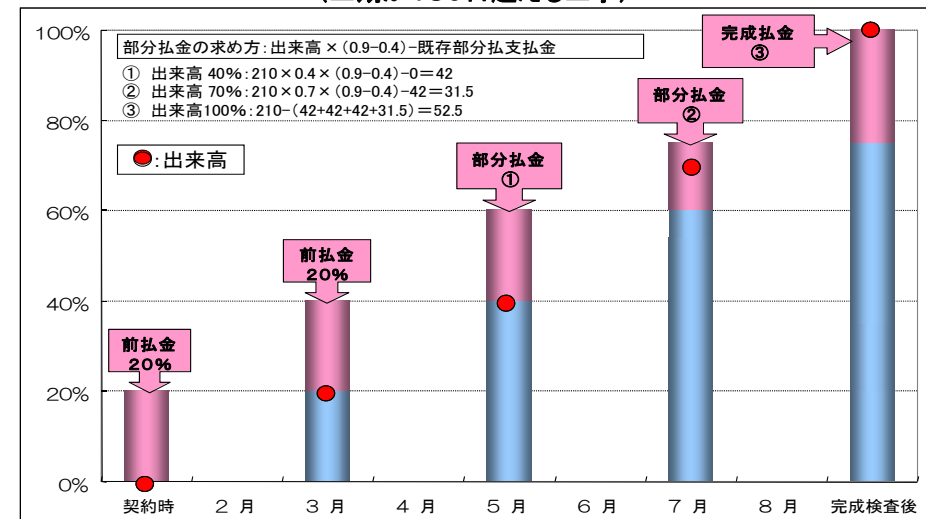


## 1. 前金払い方式



## 3. 出来高部分払方式

(工期が180日を超える工事)



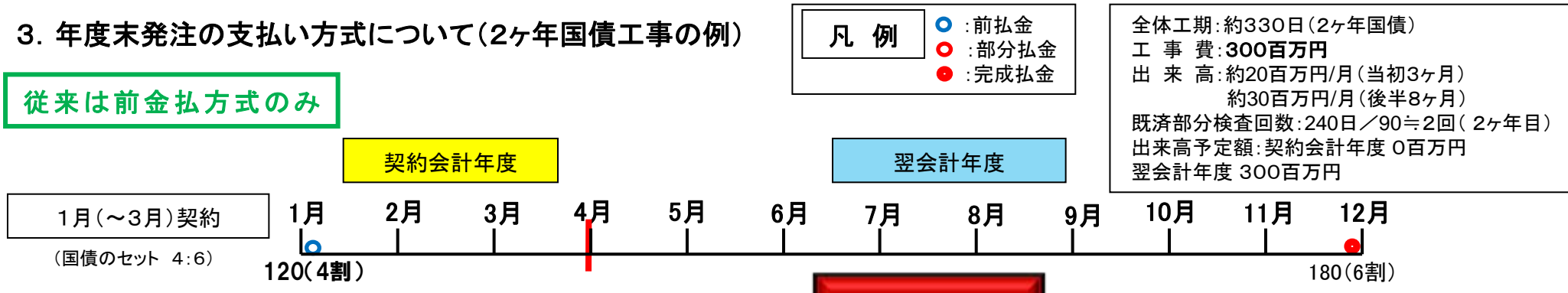
# 出来高部分払方式の改定について

**現状年度末(第4四半期)発注の工事では採用していなかった出来高部分払方式を以下に改定して実施**

- ① 1月契約の場合、2回目の前払金を請求できる要件に「2月末日」を追加
- ② 2月・3月契約の場合、契約会計年度に支払う前払金は1回

## 3. 年度末発注の支払い方式について(2ヶ年国債工事の例)

従来は前金払方式のみ

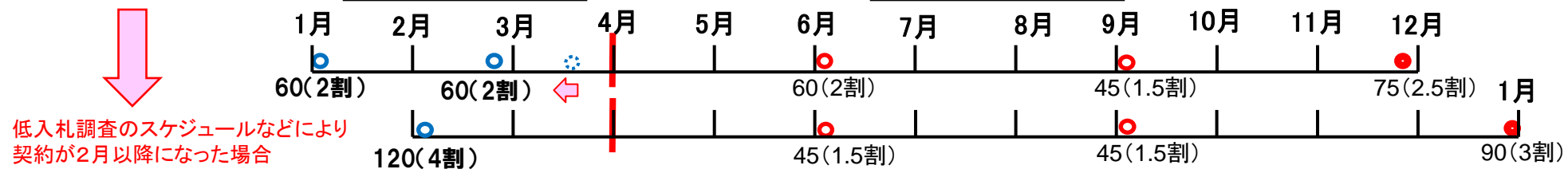


改定による出来高部分払方式も可能

### ①1月契約の場合

- ・最初に支払われる前払金は2割までで、残りの2割は工期が61日以上経過するか、2月末日になれば請求を可能とする。
- ・低入調査等により契約が2月にずれ込んだ場合は、事務負担軽減の観点から1回で4割の支払いを可能とする。

(国債のセット 4:6)  
(二回目の前払金は前倒しの実施)

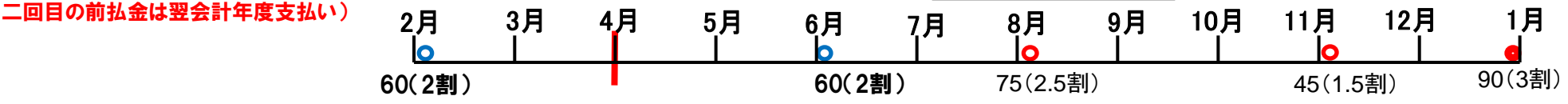


低入札調査のスケジュールなどにより契約が2月以降になった場合

### ②2月(3月)契約の場合

契約会計年度の前払金は2割のみ、残りの2割は翌会計年度に出来高又は工期に係る要件を満たした時点で支払う。

(国債のセット 2:8)  
(二回目の前払金は翌会計年度支払い)



# 平成22年度試行工事の目標

■ 平成22年度の「施工プロセスを通じた検査」は、導入の必要性が高く、出来高部分払方式の支払いが効果的な工期が長く難易度の高い大規模工事を中心に段階導入の実施。

## ○ 一般土木工事

ランク	施工プロセスを通じた検査の対象となる工事	平成22年度の実施	予定件数
A(7.2億円以上)	難易度が高く工期が長いため、原則、全ての工事。	・原則、全ての工事を実施。	28件
B(3.0～7.2億円)	難易度がⅢ以上の工事で、国債工事及び地方整備局長が必要と認める工事。	・各地整、対象工事のうちから難易度が高いなど優先順位の高い工事を5件程度実施。	15件
C(0.6～3.0億円)	1億円以上の難易度がⅢ以上の工事で、事務所長が必要と認める工事。	・対象工事のうち、現場の判断で実施。件数の目標は、特に立てない。	8件

## ○ 鋼橋上部工事

ランク	施工プロセスを通じた検査の対象となる工事	平成22年度の実施	予定件数
A(3億円以上の工事)	難易度が高く工期が長いため、原則、全ての工事。	・原則、全ての工事を実施。	6件
A(1億円以上の工事)	難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事。	・対象工事のうち、現場の判断で実施。件数の目標は、特に立てない。	—

## ○ PC工事

ランク	施工プロセスを通じた検査の対象となる工事	平成22年度導入	予定件数
3億円以上の工事	難易度が高く工期が長いため、原則、全ての工事。	・原則、全ての工事を実施。	7件
1億円以上の工事	難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事。	・対象工事のうち、現場の判断で実施。件数の目標は、特に立てない。	—

合計 64件

## 4. 情報化施工技術の推進

- 実用化の優先順位の高い「トータルステーションによる出来形管理技術」及び「マシンコントロール(モータグレーダ)技術」については、平成25年度一般化に向けて普及の推進を図る。

## 1. 一般化・実用化に向けた情報化施工技術

- 工事目的物の品質確保、施工の省力化によるコスト縮減等の効果の期待が高く、すでに技術的に確立した二つの情報化施工技術については、平成24年度までの具体的な戦略を立案し、平成25年度一般化に向けて推進を図る。  
また、実用化に向けて検討している技術については、実用化への対応、検討を進める。 【実用化に向けて検討している技術】

### 【平成25年度一般化の推進を図る技術】

(施工管理において活用される技術)

・TSによる出来形管理技術

(施工において活用される技術)

・マシンコントロール(モータグレーダ)技術

(施工管理において活用される技術)

・TS/GNSSによる締固め管理技術

(施工において活用される技術)

・マシンコントロール/マシンガイダンス(ブルドーザ)技術

・マシンガイダンス(バックホウ)技術

## 2. 一般化・実用化の推進にあたっての具体的な措置

- ① 技術を導入するための初期投資及び施工するために必要な初期設定費用の計上  
→ 普及段階におけるレンタル費用及び初期設定費用の計上や発注者による対応の実施。
- ② 入札契約時及び工事成績評定での措置  
→ 情報化施工技術活用に対する総合評価落札方式における加点措置、及び請負工事成績評定における加点措置の実施。
- ③ 技術を円滑に導入するための環境整備  
→ 監督・検査要領や管理基準の策定、発注者による情報化施工3次元データの作成及び初期設定の効率化。  
必要な機器等の購入に際し活用できる税制・融資制度の周知。



■ 情報化施工技術毎のポイントに留意し、平成25年度一般化及び早期実用化を図る施策を策定

## ■ 施工管理において活用する技術

(赤字は一般化を図る技術)

### 【TSによる出来形管理技術】／【TS/GNSSによる締固め管理技術】

技術	TSによる出来形管理	TS/GNSSによる締固め管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>●出来形管理は情報化施工の基幹技術</li> <li>●TS出来形管理は「監督検査要領」を策定済</li> </ul> <p><b>TS出来形管理を優先して普及促進</b></p>	<p>①基本設計データ作成 ソフトウェア(パソコン)</p> <p>②出来形管理用 トータルステーション</p> <p>③出来形管理作成 ソフトウェア(パソコン)</p>	
試験施工実施件数※	64件	65件
レンタル可能台数※※	250台程度	200台程度

## ■ 施工において活用する技術

### 【マシンコントロール(MC)/マシンガイダンス(MG)技術】

機種	モータグレーダ	ブルドーザ	バックホウ
<ul style="list-style-type: none"> <li>●MCグレーダは施工者自らが採用し、導入現場数が増加している</li> <li>●自社保有化も進みつつある</li> </ul> <p><b>MCグレーダを優先して普及促進</b></p>	<p>プリズム位置の計測</p> <p>無線による座標データの送信</p> <p>コントローラに状況表示</p> <p>トータルステーション</p> <p>コントローラによるブレッド制御</p>	<p>設計データ</p>	<p>傾斜センサー</p> <p>GPSアンテナレーザ</p> <p>ディスプレイ</p> <p>無線通信機</p> <p>ピンチセンサー</p>
試験施工実施件数※	29件	18件	11件
レンタル可能台数※※	50台程度	100台程度	200台程度

※試験施工実施件数は、直轄工事におけるH21年度の件数

※※レンタル可能台数は、レンタル・リース業者数社へのヒアリング結果

# トータルステーションによる出来形管理技術の普及推進

## 1. 普及促進に向けた取り組み

1.発注者指定型による普及の推進    2.施工者提案型拡大のための措置    3.普及推進のための環境づくり

## 2. 一般化に向けた普及推進 (目標としている件数は、実績及びH19～H21の工事件数からの目標であり、工事の発注件数等により増減する。)

普及推進に向けた取り組み	実用化(普及段階)				一般化
	H21	H22	H23	H24	H25
<b>1. 発注者指定型による普及の推進</b> ① 目標件数の指定と実施 ② 技術導入などのための費用の計上 ③ 成績評価における加点の実施	64件(実績)	150~200件	300~400件	700~800件	土工工事全て (河川・道路)
<b>2. 施工者提案型拡大のための措置</b> ① 総合評価における優遇措置 ② 成績評価における加点の実施		新しい機能実施のための費用・調査費などの計上			
<b>3. 普及推進のための環境づくり</b> ① 監督・検査要領の活用 ② 発注者による情報化施工データ作成 ③ 税制・融資の活用		情報化施工技術の活用に対して加点			
		情報化施工技術活用を評価項目に設定して加点			
		H21. 4より加点措置(情報化施工技術の活用に対して加点)			
		H21. 4より加点措置(情報化施工技術の活用に対して加点)			
		TSの要領を策定しH22. 4より運用			
		三次元データの作成など			
		税制・融資の要求と活用の周知			

土工工事(河川・道路)  
 ランク別シェア  
 (平成19年度実績)

Bランク 3.0~7.2億円未満 139件	Cランク 0.6~3.0億円未満 1156件	Dランク 0.6億円未満 203件
Aランク(7.2億円以上) 47件		

一般化のために、シェアの高いCランクの工事を中心に普及させる各施策を展開。

## 3. 一般化の目標



■ 平成25年度より全ての土工工事(河川・道路)において一般化

# マシンコントロール(モータグレーダ)技術の普及推進

## 1. 普及促進に向けた取り組み

- 1.発注者指定型による普及の推進    2.施工者提案型拡大のための措置    3.普及推進のための環境づくり

## 2. 一般化に向けた普及推進 (目標としている件数は、実績及びH19～H21の工事件数からの目標であり、工事の発注件数等により増減する。)

普及推進に向けた取り組み	実用化(普及段階)				一般化
	H21	H22	H23	H24	H25
<b>1. 発注者指定型による普及の推進</b> ① 目標件数の指定と実施 ② 技術導入などのための費用の計上 ③ 成績評定における加点の実施	29件(実績)	30~40件	60~80件	約100件	Aランクの舗装工事全てで実施(+路盤工の規模の大きいBランク)
<b>2. 施工者提案型拡大のための措置</b> ① 総合評価における優遇措置 ② 成績評定における加点の実施	H21. 4より加点措置	情報化施工技術活用(情報化施工技術の活用)のため導入費用などの計上 (情報化施工技術の活用)に対して加点			
<b>3. 普及推進のための環境づくり</b> ① 発注者による情報化施工データの作成 ② 税制・融資の活用	H21. 4より加点措置	情報化施工技術活用を評価項目に設定して加点 (情報化施工技術の活用)に対して加点	三次元データの作成など 税制・融資の要求と活用の周知		

### 舗装工事のランク別シェア

(19年度実績)

( )書きは5000m<sup>2</sup>以上の工事

Aランク (1.2億円以上) (52%)	Bランク (0.5-1.1億円未満) (38%)	Cランク (0.5億円未満) (10%)
----------------------------	--------------------------------	----------------------------

一般化のために、Aランクの舗装工事を中心にMC技術を普及させる各施策を展開

目標

## 3. 一般化の目標

### ■ 平成25年度より舗装工事において一般化

- ・Aランク工事は全て対象
- ・Bランク工事は5,000m<sup>2</sup>以上の路盤工を含む工事



技術	総合評価落札方式における評価	請負工事成績評定における評価
類似の評価として 新技術 (NETIS) 活用の場合	・評価項目における「企業の施工能力」において、有用な新技術の活用を設定した場合、 <b>有用な新技術を当該工事に適用することとした場合に加点。</b> (但し、有用な新技術の活用は、選択項目のため設定が必要。)	<b>【主任技術評価官により審査項目・創意工夫において評価】</b> ・創意工夫における「 <b>新技術活用</b> 」において下記に該当した場合に <b>加点(最大4点)</b> <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち、試行技術を活用し、活用効果調査票を提出している。(2点) <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち、活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。(2点) <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち、「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。(4点) <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち、試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(4点) <b>【参考】</b> 「新技術活用」で加点された点数の評定点における点数(100点満点) ・4点加点された場合： $4点 \times 0.4 = 1.6点$ ・2点加点された場合： $2点 \times 0.4 = 0.8点$
情報化施工技術 (発注者指定型)	・発注者指定型工事においては、情報化施工技術の活用を技術提案の指定テーマとして積極的に設定する。	<b>【主任技術評価官により審査項目・創意工夫において評価】</b> ケース1: <b>情報化施工技術が新技術 (NETIS) に登録されている場合(最大6点)</b> ・創意工夫における「 <b>新技術活用</b> 」による <b>加点(最大4点)</b> : 評価は新技術と同じ ・創意工夫における「 <b>施工</b> 」による <b>加点(2点)</b> : 評価は下記に該当した場合に加点 <input type="checkbox"/> ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。(2点)
情報化施工技術 (施工者希望型)	・ <b>平成25年度に一般化する情報化施工技術</b> が活用される工事については、情報化施工技術の活用を評価する。このため、発注者指定型工事を除く情報化施工技術の活用が想定される全ての工事において、情報化施工技術の活用を評価項目として必ず設定する。  ・ <b>平成25年度に一般化する情報化施工技術以外の技術</b> が活用される工事については、現状において技術そのものの普及率が極端に低いことや、機器・システムの調達などの導入環境が整っていないことから、標準的な施工と比較して割高となるオーバースペックの恐れがあるため、情報化施工技術の活用を評価項目として設定しない。 ただし、技術の普及状況、機器・システム調達などの導入環境が整い、評価項目として設定することに問題がなくなった場合は、本省より別途連絡する。	ケース2: <b>情報化施工技術が新技術 (NETIS) に登録されていない場合(最大2点)</b> ・創意工夫における「 <b>施工</b> 」による <b>加点(2点)</b> : 評価は登録されている場合と同じ  <b>【参考】</b> 情報化施工技術の活用で加点された点数の評定点における点数 ・6点加点された場合： $6点 \times 0.4 = 2.4点$ (100点満点) ・4点加点された場合： $4点 \times 0.4 = 1.6点$ ・2点加点された場合： $2点 \times 0.4 = 0.8点$

## 【改善の方向性】

- ・情報化施工を活用するには、**2次元データを情報化施工用データ(3次元データ)に変換する必要**  
(従来、施工業者が手入力に変換したものは、発注者が変換し、施工業者に貸与することとする。)

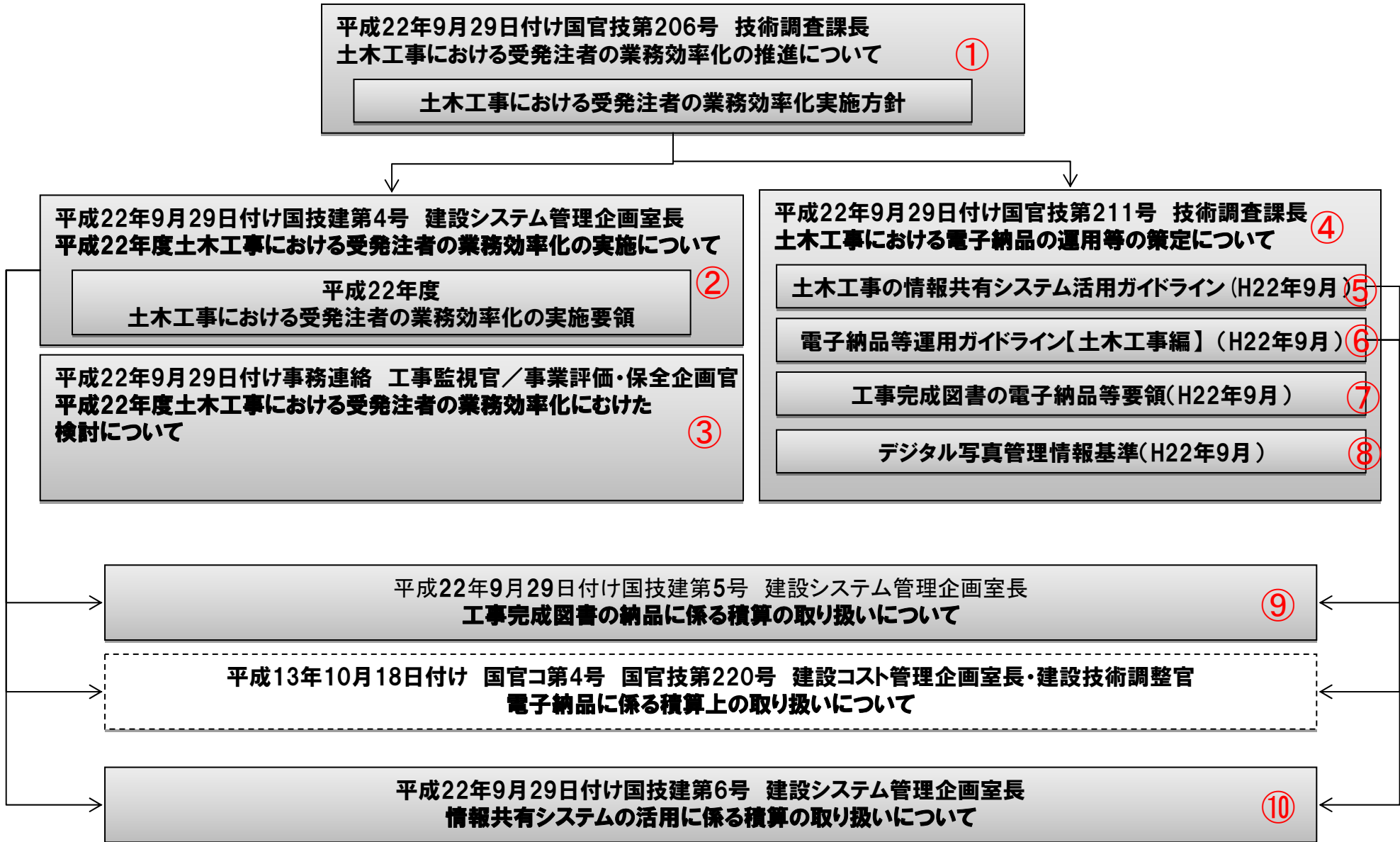
### 改善箇所

従来	詳細設計(コンサルタント)成果 (発注者より貸与)	施工業者による作業	情報化施工の実施
情報化施工 実施工事		<p>図面から読み取り、データ手入力</p>	<p>TS出来形管理</p> <p>マシンコントロール マシンガイダンス</p>
データ形式	2次元CAD図面	(印刷した紙の情報からデータを 受注者が手入力し3次元データに変換)	

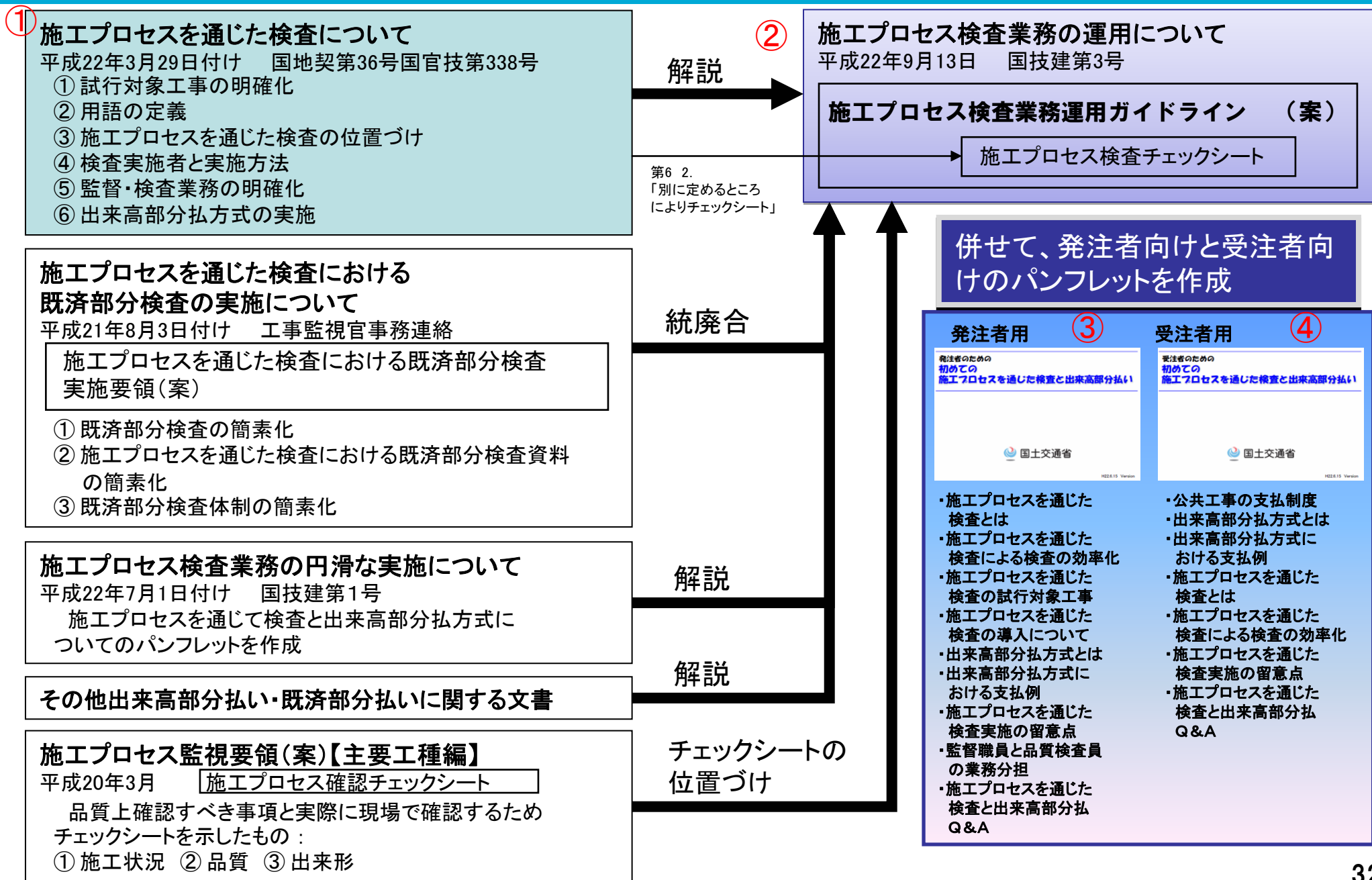
## 22年度以降

	詳細設計(コンサルタント)成果 (発注者より貸与)	貸与された設計データをそのまま利用	速やかな情報化施工の実施
情報化施工 実施工事		<p>基本設計データ ※施工管理データ交換標準</p>	<p>TS出来形管理</p> <p>マシンコントロール マシンガイダンス</p>
データ形式	2次元CAD図面	情報化施工用データ(3次元データ)を 発注者が変換し、施工業者に貸与	

## 土木工事における受発注者の業務効率化の推進(体系図)



# (参考資料) 施工プロセスを通じた検査に関する文書



# (3) 工事施工調整会議【三者会議】

## ガイドライン

平成23年1月

国土交通省 近畿地方整備局

社団法人 日本土木工業協会 関西支部

社団法人 建設コンサルタンツ協会 近畿支部

# 目次

1. 策定の背景	P 1
2. 工事施工調整会議（三者会議）の概要	P 2
3. 契約図書における「設計図書の照査」	P 3
4. 実施フロー	P 4
5. 工事施工調整会議（三者会議）の 開催に当たり実施する内容	P 5

==== 以下は本資料に添付していません ====

6. 様式 工事施工調整会議（三者会議）議事録	P 6
-------------------------	-----

## 【別紙】

- 別紙1（決定事項について）及び同記入例
- 別紙2（持ち越し事項の処理）及び同記入例
- 別紙3（設計図書照査に伴う質問・回答書）及び同記入例
- 橋梁下部工事照査要領（案）記入例

## 【別添資料】

- 設計図書の照査要領（案）様式

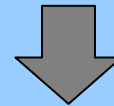
# 1. 策定の背景

## ◆土木工事等の特徴と課題

土木工事等では設計・施工分離方式が採用されている場合が多い。

このため、詳細設計は設計者が行い、その成果品を基に設計図書を発注者が作成し、受注者はその設計図書に基づき工事を施工するので、設計意図が受注者に十分伝わらないことがある。

土木工事等の特性から、当初の設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合や設計図書で想定していなかった条件が発生することがある。

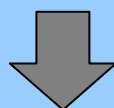


土木工事等においては、**発注者、設計者及び受注者の連携**を密にとらないと現場条件への対応が遅れ、手戻りが発生して生産性が悪くなり、工事目的物の品質確保も困難となる。

## ◆ガイドライン策定の目的

工事目的物の品質確保を目的として、設計意図の伝達および情報の共有を図る「工事施工調整会議(三者会議)」が平成17年度より試行されており、その後拡大されている。

**「工事施工調整会議(三者会議)」の手続きの流れや議題、留意点等について十分理解しておく必要がある。**



**「工事施工調整会議(三者会議)ガイドライン(案)」の策定**

## 2. 工事施工調整会議（三者会議）の概要

### 会議出席者

発注者：副所長、契約事務管理官、工事品質管理官、担当課長、主任監督員等

設計者：建設コンサルタント管理技術者等

受注者：現場代理人、監理技術者等

### 討議内容

#### 【討議手順】

- STEP 1 施工計画書の作成に向けた概略照査による基本的事項の確認、課題等の対応方針の決定
- STEP 2 現地着手に向けた設計照査による課題等の対応の決定

#### 【討議内容】

- ①施工条件に関すること
- ②詳細設計の設計意図に関すること
- ③設計図書の照査及び条件変更等に関すること
- ④設計・施工の品質向上に関すること

※討議を効率的に行うため、軽微な内容の項目については事前に確認しておき、重要な項目についての討議を行う

### 議事録

議事録は、受注者が作成し、三者で確認して共有する。



### 3. 契約図書における「設計図書の照査」

契約図書における「設計図書の照査」には、契約書第18条（条件変更等）及び共通仕様書 1-1-3「設計図書の照査等」によるものと共通特記仕様書に規定した「設計図書の照査ガイドライン（案）」による照査がある。

#### ■ 工事請負契約書第18条（条件変更等）

乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。  
ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

#### ■ 土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則

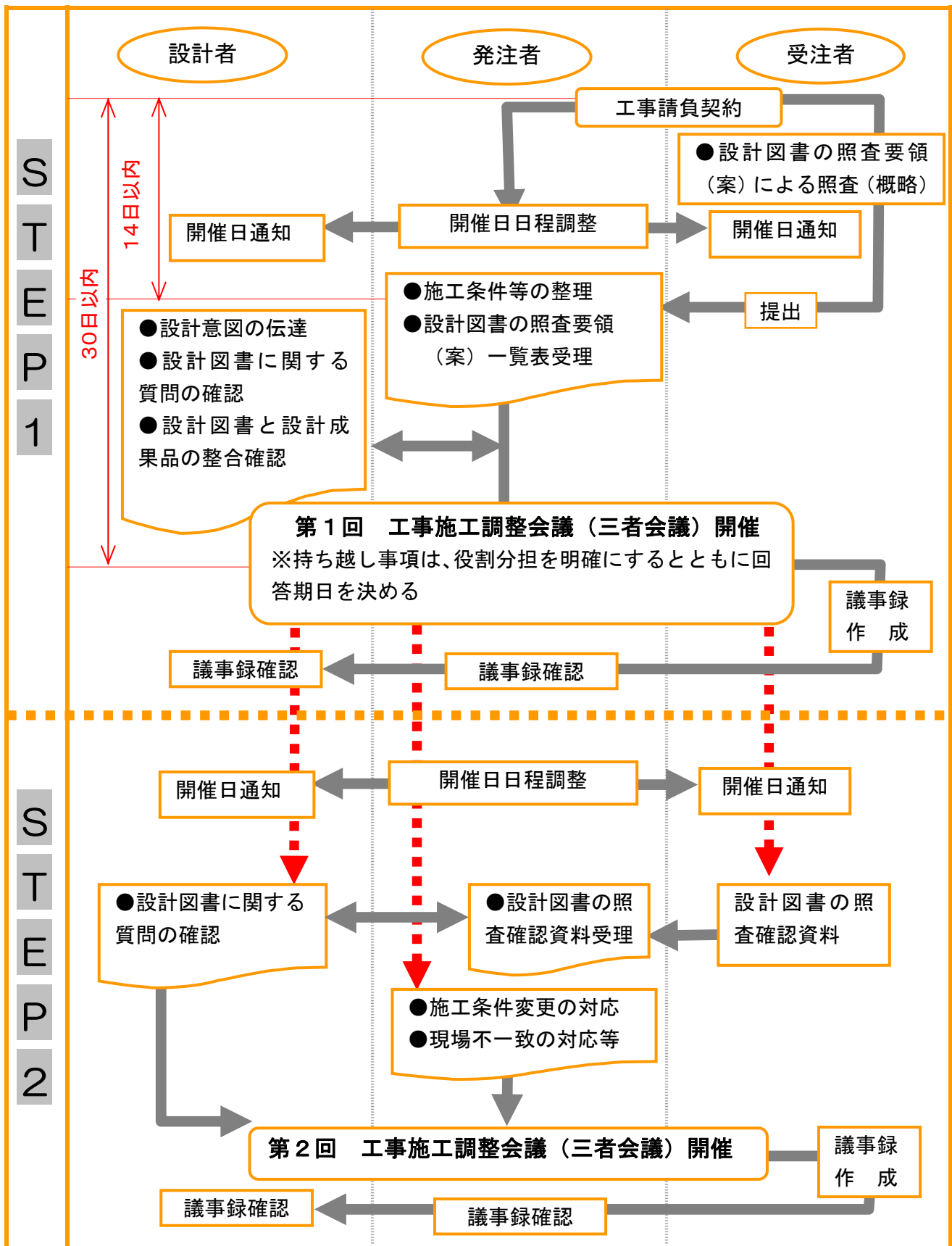
##### 1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

#### ■ （共通）特記仕様書（共特 1-1-3）設計図書の照査等

1. 請負者が実施する設計図書の照査については、「設計図書の照査ガイドライン（案）」（平成20年1月）に基づき実施するものとする。  
なお、本ガイドライン中の「設計図書の照査要領（案）」に該当する工事（工種）がない場合は、別途監督職員と協議するものとする。
2. 「設計図書の照査ガイドライン（案）」については、近畿地方整備局の下記ホームページからダウンロードできる。  
【<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>】

# 4.実施フロー



※工事施工調整会議(三者会議)の開催は、原則、2回とする。ただし、照査内容が単純な工事はSTEP1とSTEP2の包括開催でもよい。また、次の場合は必要に応じて3回以上の開催により対応するものとする。  
 ①設計に係る問題が発生した場合 ②大幅な設計変更が生じた場合 ③現地状況と設計に相違があった場合

## 5. 工事施工調整会議（三者会議）の開催に 当たり実施する内容

### 【STEP 1】

施工計画書の作成及びSTEP 2の設計図書の照査に当たり、基本的事項の確認を行う。（以下、「概略照査」という）  
また、課題等がある場合は、その対応方針を決定する。

#### ■ 発注者

- 設計図書や受注者から提出された概略照査に基づき、施工条件等の確認を行う。
- 受注者から提出された概略照査について、設計図書に関する質問の確認を設計者に依頼する。また、設計図書を設計者に貸与する。

#### ■ 受注者

- 「設計図書照査ガイドライン(案)」による「設計図書の照査要領(案)」の照査項目に基づき、設計図書の概略照査を行う。  
＜付属資料の橋梁下部工事照査要領（案）記入例参照＞  
※「設計図書の照査要領(案)」に設定がない工種は監督職員と協議する。

#### ■ 設計者

- 当該工事に係る設計意図の伝達を行う。
- 受注者からの概略照査について、設計図書に関する質問の確認を行う。
- 設計図書と設計成果品の整合確認を行う。

### 【STEP 2】

現地着手に向けて、STEP 1の持ち越し事項や設計図書の照査結果による課題等の対応を決定する。

#### ■ 発注者

- 設計図書や受注者から提出された「設計図書の照査確認資料」に基づき、条件変更等の内容確認と施工条件等の確認を行うとともに、必要に応じてその対応策の検討を行う。
- 受注者から提出された「設計図書の照査確認資料」に基づき、設計図書に関する質問の確認を設計者に依頼する。

#### ■ 受注者

- 契約図書における設計図書の照査を行い、発注者（監督職員）に「設計図書の照査確認資料」を提出する。
- また、契約書第18条第1項に該当する場合や設計・施工上において確認する必要があるものは、必要な書類を発注者（監督職員）に提出し、確認を求める。  
※「設計図書の照査」の範囲を超えるものは監督職員の指示による。

#### ■ 設計者

- 受注者からの設計図書の照査について、設計図書に関する質問の確認を行う。

## **〔４〕 総合評価落札方式の採否の通知、問合せ状況〕**

**近畿地方整備局における  
平成 22 年度総合評価落札方式について**

## 国土交通省直轄工事の総合評価落札方式

### ◆ 基本的方針

1. 入札契約手続きの透明性・客観性の確保
2. 審査・評価方法の透明性・客観性の確保
3. 事務の簡素化

上記基本的方針を踏まえ、標準案を作成

## 国土交通省直轄工事の総合評価落札方式

### ◆主な改善案

- ①技術提案の評価結果の通知
- ②問い合わせ窓口の設置
- ③入札参加資格要件における実績要件の見直し
- ④技術評価点の配点方針
- ⑤技術提案の評価方法(標準案)
- ⑥施工能力の評価方法(標準案)
- ⑦地域精通度、貢献度等の評価方法(標準案)

# ①技術提案の評価結果の通知

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(第2回)  
(平成22年3月8日開催)資料より抜粋

## <改善策>

技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知する

### <入札結果の公表例>

公表済み

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考
A社	¥340,000,000	155	45.588	
B社	¥336,000,000	172	51.190	
C社	¥332,000,000	158	47.590	
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札
....				

評価点の内訳									
標準点	評価点				施工体制評価点			合計	
	施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について)	企業の施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計		
100	15	8	2	25	15	15	30	155	
100	30	10	2	42	15	15	30	172	
100	15	11	2	28	15	15	30	158	
100	30	14	0	44	15	15	30	174	

### 【具体的な評価内容の通知例】

新規

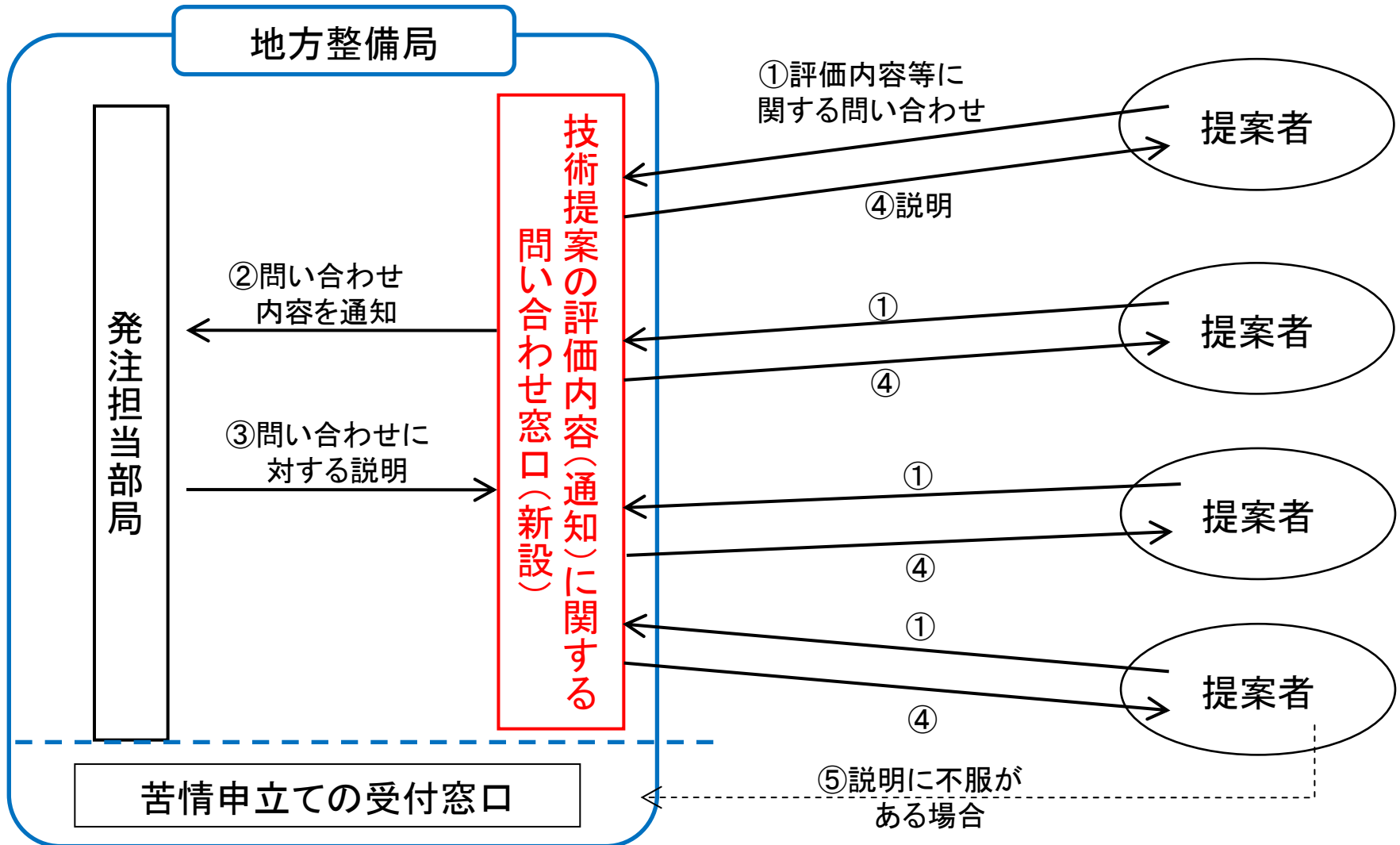
【凡例】○: 加点対象として評価する  
-: 加点対象として評価しない

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	-
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	-
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

# ②問い合わせ窓口の設置

## <改善策>

①において実施する通知に対して問い合わせ窓口を各地方整備局に設置する





# 問い合わせ・面談の状況

## 1. 技術提案の評価結果の通知

### 1) 対象工事等

- ・ 一般競争入札方式総合評価落札方式のタイプのうち、【標準型Ⅰ型】・【標準型Ⅱ型】
- ・ 競争参加資格があると認められた者に対して、技術提案等の評価に関して通知

### 2) 通知の方法

競争参加資格確認結果の通知に合わせて、原則として電子入札システムにより通知

#### <評価結果の通知内容>

(○) : 加算点を付与する。

(ー) : 加算点を付与しない。

(付) : 付帯条件がある。

※「付帯条件がある。」とした場合は、これまでと同様にその理由を記載

## 2. 問い合わせに関する手続き等

1) 問い合わせ窓口 : 企画部技術開発調整官

2) 問い合わせ期間 : 競争参加資格確認結果の通知日の翌日から3日以内

3) 問い合わせ方法 : メール又はFAX(所定の様式に必要事項を記載の上、提出)  
電話による問い合わせは受け付けない。

# 問い合わせ・面談の状況

## 3. 問い合わせに対する説明

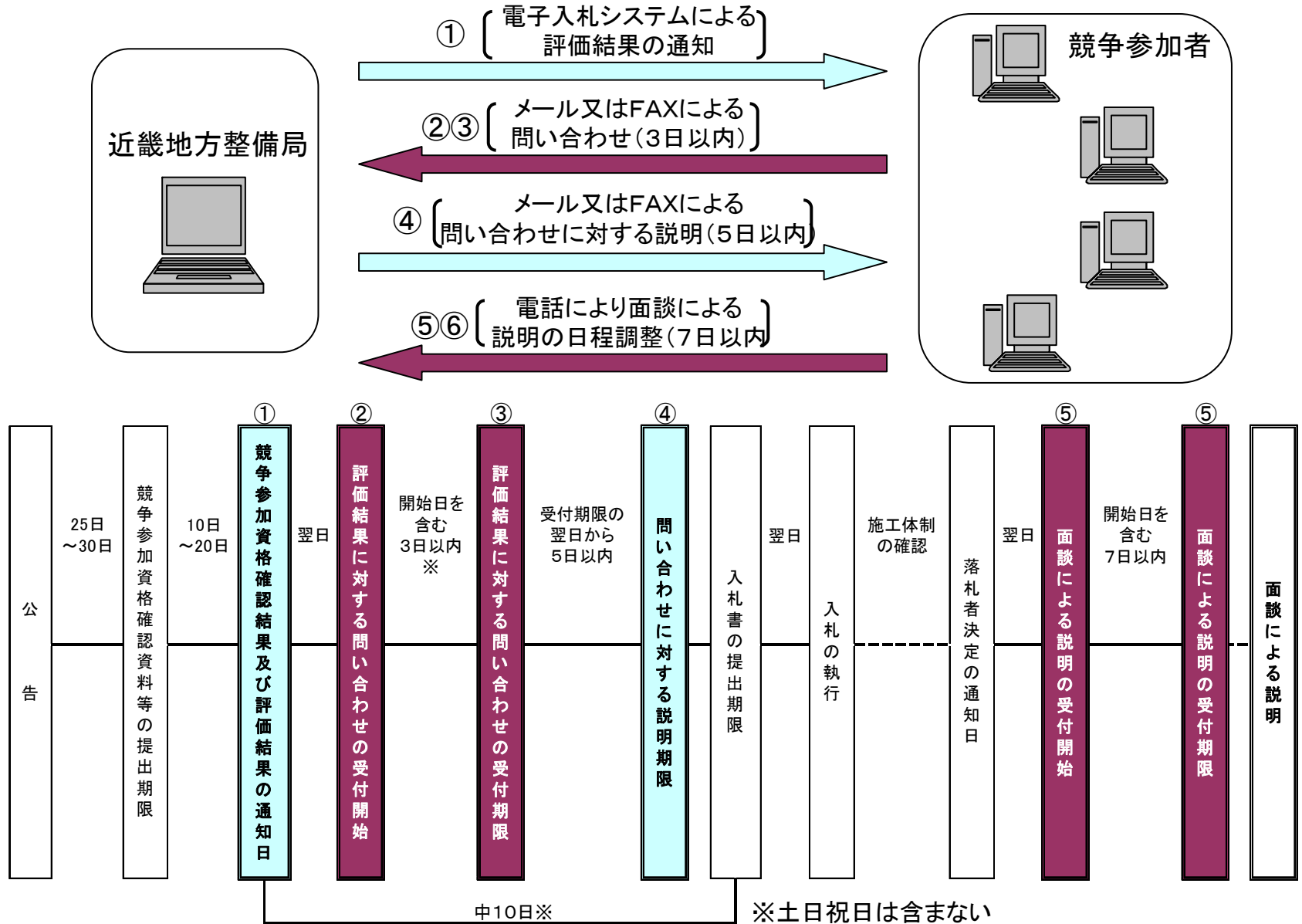
- 1) 説明期限 : 問い合わせのできる期限の翌日から5日以内
- 2) 説明の方法 : 所定の様式に問い合わせに対する説明を記載し、メール又はFAXにより返信
- 3) その他 : ここで行う説明は、評価結果に関する説明であり、評価結果自体に不服がある場合は、苦情処理の申立ての手続きによる

## 4. 面談による説明に関する手続き等

- 1) 面談による説明を求めることができる期間  
落札者決定の通知日の翌日から起算して7日以内
- 2) 面談による説明者  
企画部技術開発調整官
- 3) 面談による説明を求める方法  
企画部技術開発調整官へ電話にて求め、日程調整を行う。

# 問い合わせ・面談の状況

## 5. 契約手続きにおける問い合わせに関する流れ

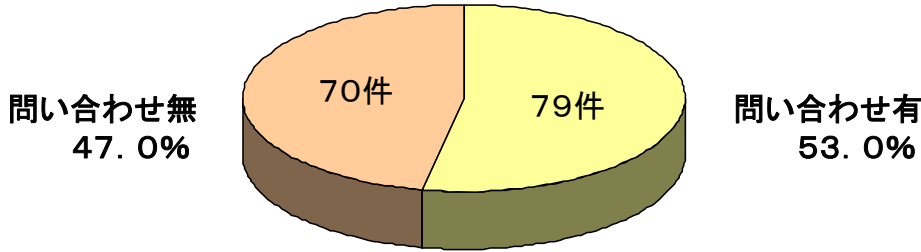


# 問い合わせ・面談の状況

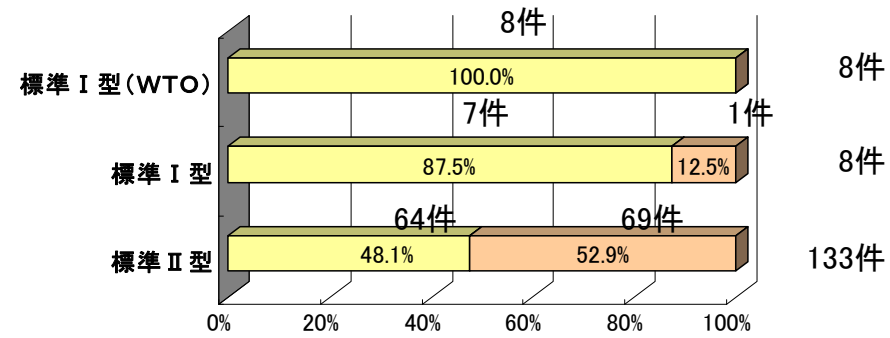
## 1) 問い合わせの状況(平成22年11月30日時点)

### ◆ 工事件数 <149件>

全体

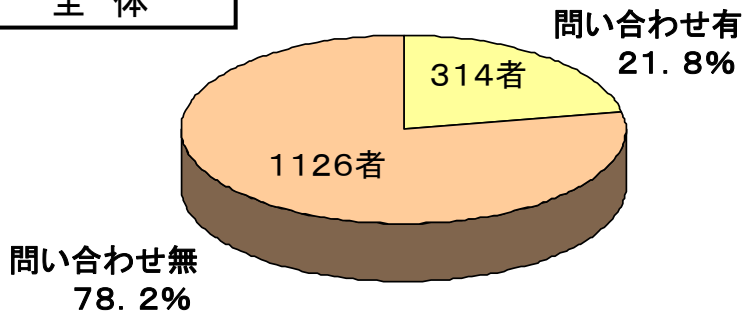


総合評価タイプ別

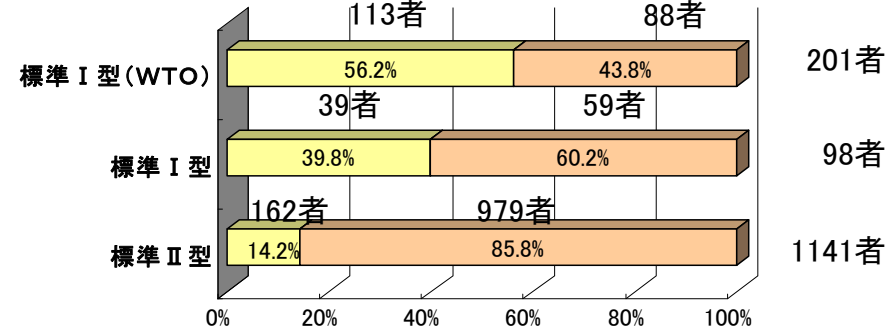


### ◆ 参加者数 <1440者>

全体



総合評価タイプ別

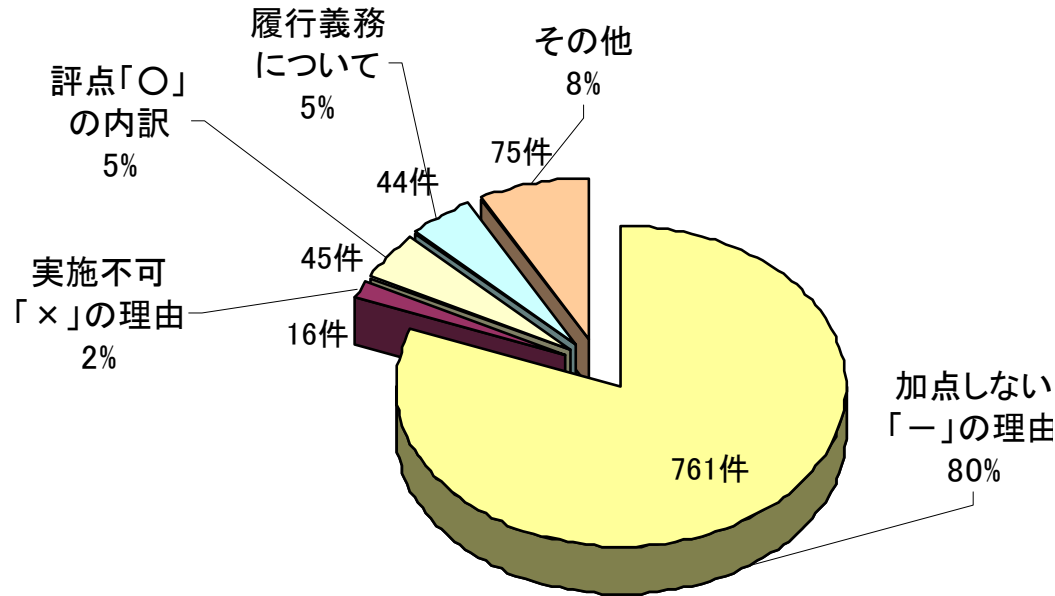


- 件数では53.0%の工事で問い合わせがあった。
- 総合評価のタイプ別で見ると標準型 I 型(WTO)・I 型ではほぼ全工事で問い合わせがあり、II 型を含め、前回報告(8/31時点 56.0%)と同程度の割合となっている。
- 参加者別では、標準型 I 型(WTO)は半数以上の参加者から問い合わせがあり、I 型、II 型を含め前回報告(8/31時点 21.2%)と同程度の割合となっている。

# 問い合わせ・面談の状況

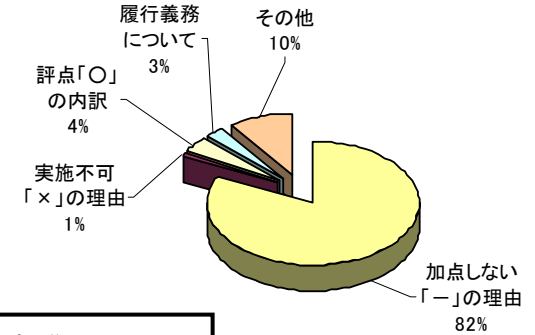
## 2) 問い合わせの主な内容

全体

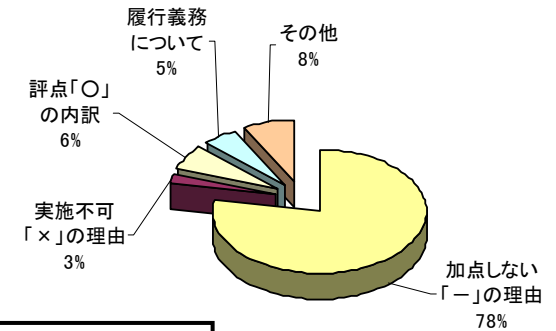


- 延べ質問数は942件である。
- 質問内容としては、前回報告時と同様に圧倒的に「加点しないと評価した理由」となっている。
- 上記の傾向は、総合評価のタイプ別にかかわらず同じ傾向にある。

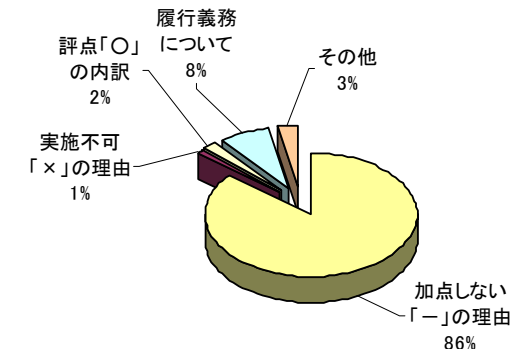
標準型 I 型(WTO)



標準型 I 型( )



標準型 II 型

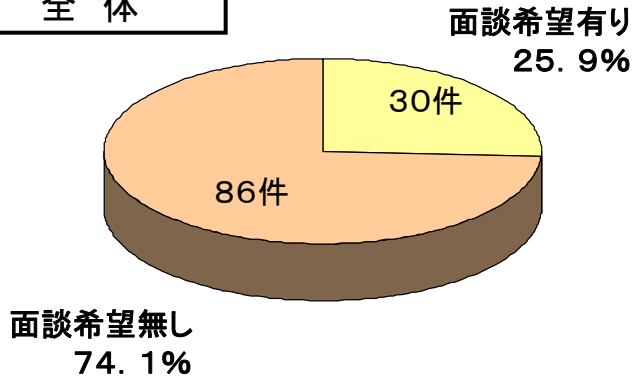


# 問い合わせ・面談の状況

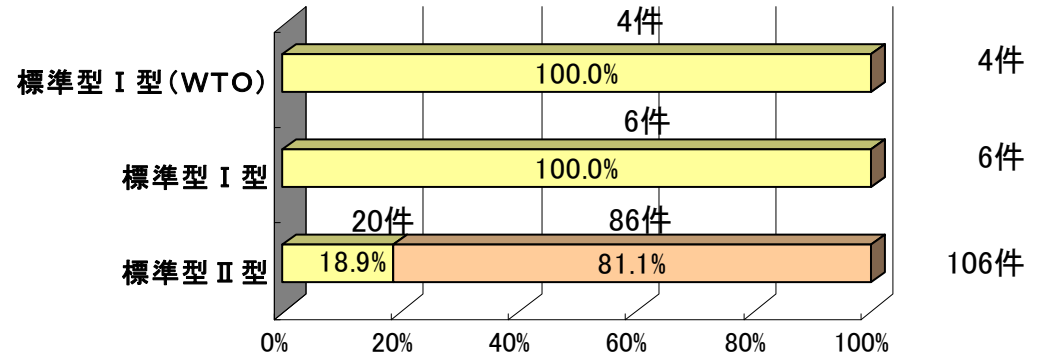
## 3) 面談の状況

### ◆ 工事件数 <116件>

全体

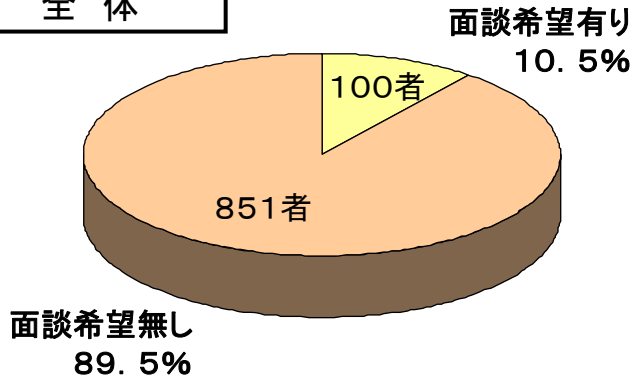


総合評価タイプ別

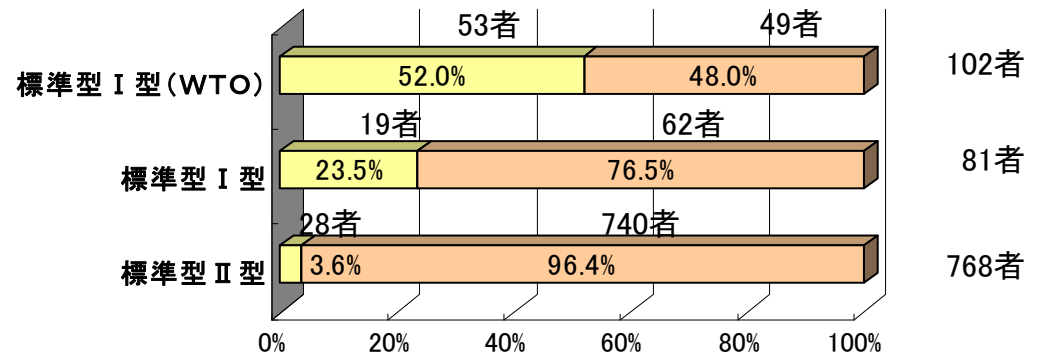


### ◆ 参加者数 <951者>

全体



総合評価タイプ別



- 件数では約26%の工事で面談希望があった。
- 件数を総合評価のタイプ別で見ると標準型 I 型(WTO)・I 型は全工事で面談希望があるが、II 型では20%弱となっている。
- 参加者数では、標準型 I 型(WTO)は前回より増加(39.0%→52.0%)しているが、I 型(29.0%→23.5%)・II 型(3.8%→3.6%)は逆に減少傾向にある。

# **（５）公共サービス改革法に基づく 民間競争入札の導入（市場化テスト）**

---

**（平成２３年度発注者支援業務等）**

# 1. 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入について

## 1) 「民間競争入札」の導入

○平成23年度の以下に示す業務（発注者支援業務等）においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」（民間競争入札）により実施する。

### ＜発注者支援業務等＞

- ・発注者支援業務

**積算技術、工事監督支援、技術審査**

- ・公物管理補助業務

**道路巡回、道路許認可審査・適正化指導、河川巡視支援、**

**河川許認可審査支援、ダム管理支援、堰・排水機場管理支援**

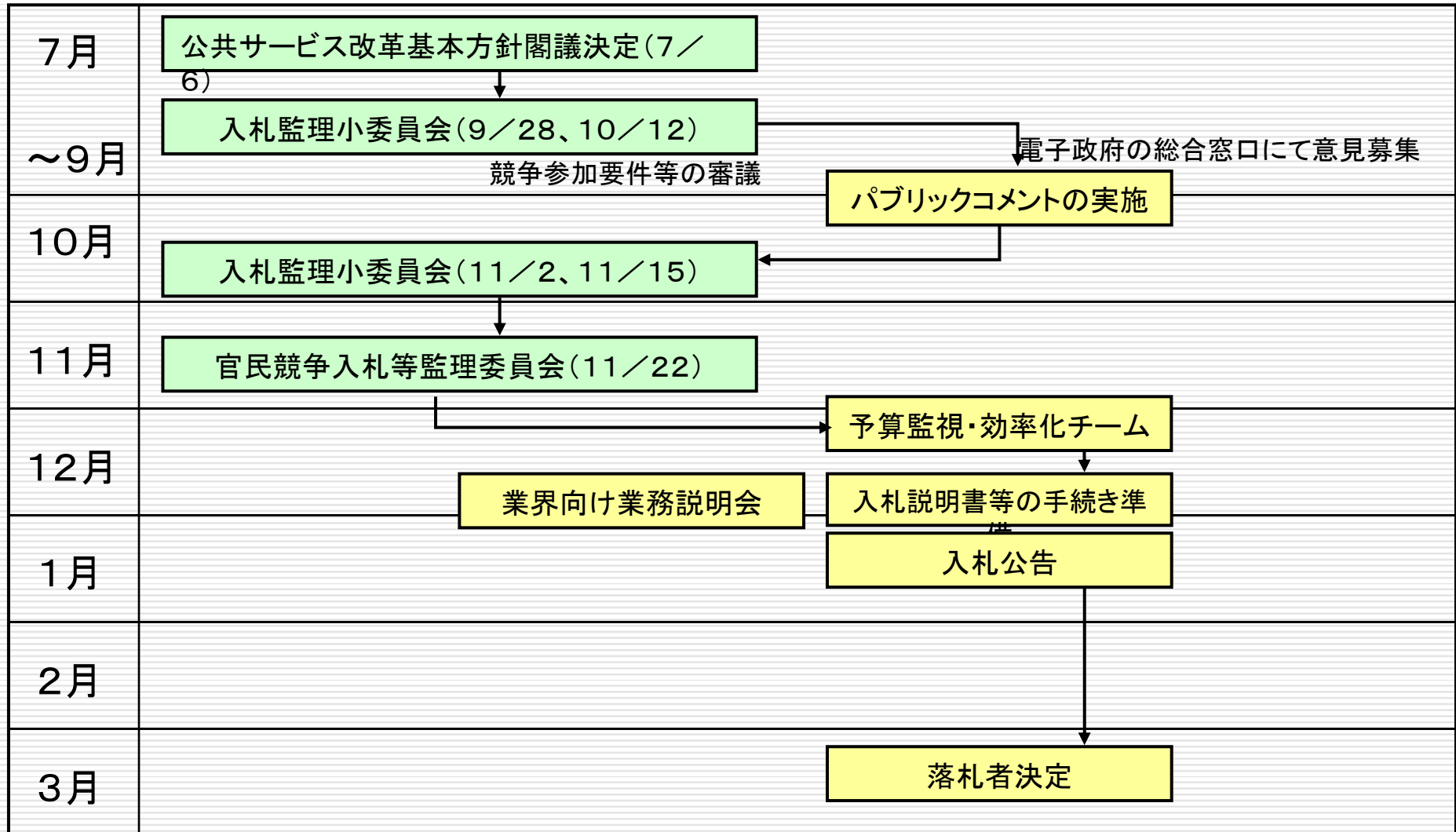
- ・用地補償総合技術業務

**用地補償総合技術**



# 1. 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入について

## ■ 手続きのスケジュール



# 1. 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入について

## 2) 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、**内閣府に設置**された第三者委員会である「**官民競争入札等監理委員会**」による入札参加要件等の**審議**を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、**更なる透明性、競争性の確保が期待**される。

※平成22年11月22日・・・発注者支援業務等の実施要項決定。

官民競争入札等監理委員会 組織図（平成22年9月17日現在）

官民競争入札等監理委員会

公共サービス改革小委員会

主査：落合委員長

施設・研修等分科会

主査：小幡委員  
副主査：渡邊委員

統計調査分科会

主査：前原委員  
副主査：野原委員

公物管理分科会

主査：（不在）  
副主査：逢見委員

国立大学法人分科会

主査：本田委員長代理  
副主査：前原委員

入札監理小委員会

主査：樫谷委員  
副主査：逢見委員  
副主査：小林委員  
副主査：渡邊委員

地方公共サービス小委員会

主査：本田委員長代理  
副主査：近藤委員  
副主査：吉野委員

# 1. 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入について

## 3) 全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 平成22年度発注者支援業務等について、**全て一般競争入札（総合評価落札方式）**で実施

民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として、平成21年度から入札参加資格等の要件について大幅に拡大

- 平成23年度発注者支援業務等についても、**全て一般競争入札（総合評価落札方式）**で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、**民間競争入札（市場化テスト）**、及び**複数年度契約の導入**等を実施

## 2. 平成23年度 発注者支援業務等の概要

### <発注者支援業務等>

分類	区 分	細 分
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術、工事監督支援、 技術審査
	公物管理補助業務	河川巡視支援、河川許認可審査 支援、ダム管理支援、堰・排水機 場管理支援、道路巡回、道路許 認可審査・適正化指導
	用地補償総合技術 業務	用地補償総合技術

## 2. 平成23年度 発注者支援業務等の概要

### ＜発注者支援業務＞

細 分	主 な 業 務 内 容
① 積算技術	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援
② 工事監督 支援	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援
③ 技術審査	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成等の業務の支援

## 2. 平成23年度 発注者支援業務等の概要

### <公物管理補助（河川関係）>

細 分	主 な 業 務 内 容
①河川巡視支援	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる
②河川許認可審査支援	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援
③ダム管理支援	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援
④堰・排水機場管理支援	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検

## 2. 平成23年度 発注者支援業務等の概要

### <公物管理補助（道路関係）>

細 分	主 な 業 務 内 容
①道路巡回	道路が常時良好に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路に異常を確認した際の報告や交通に影響を与える落下物処理、不法占用等に対して適宜の措置を講ずる
②道路許認可 審査・適正化 指導	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立合い、特殊車両通行の指導取締り等の支援

### <用地補償総合技術>

細 分	主 な 業 務 内 容
用地補償 総合技術	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施 等



# 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方針

## 1) 応募要件等

---

- ・ 平成21年度より、実績要件・資格要件等の改善（緩和）を実施しており、H23年度においては、本年7月に実施したアンケート結果も踏まえて、業務に必要な技術力の確保を図るための要件とする。

### ①企業及び管理技術者に求める実績要件

- ・ 当該業務分野における技術力確保を目的とした実績（同種・類似業務）重視から、必要な技術力確保を目的とした実績要件への大幅な改善（緩和）を昨年度の業務発注時に実施済みであり、同様に要件を拡大している。

# 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方針

## ②管理技術者に求める資格要件

- 一般的に認知されている資格を参加可能としており、基本的には平成22年度と同じ要件とする。

## ③中立性要件

- 発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要最小限の中立性要件を付する。

## ④管理技術者の直接雇用関係

- 企業と管理技術者の直接雇用関係については、平成22年度と同様、履行期間中の直接雇用関係を求める要件とする。

# 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方針

## 2) 設計共同体のさらなる拡大

- ・ 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、今年度より一部業務において設計共同体による業務参加を試行導入しているが、平成23年度は**さらなる拡大を図る**。

(平成22年度)

- ①積算技術業務
- ②工事監督支援業務
- ③河川許認可審査業務
- ④道路許認可審査業務



(平成23年度)

- ①積算技術業務
- ②工事監督支援業務
- ③河川巡視支援業務
- ④河川許認可審査業務
- ⑤ダム管理支援業務
- ⑥堰・排水機場等管理支援業務
- ⑦道路許認可審査・適正化指導業務
- ⑧用地補償総合技術業務

# 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方針

## 発注者支援業務等において設計共同体として認める業務の区分

対象業務	分担できる業務の区分	
発注者支援業務 〔積算技術 工事監督支援〕	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
	工種による区分	・維持修繕／改築 等
	区域による区分	・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等
公物管理補助業務（全般）	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
	区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等
	ダム管理支援	・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
	堰・排水機場等管理支援	・施設単位 等
	河川許認可審査支援	・占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
道路許認可審査・適正化指導	・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等	
用地補償総合技術業務	業務内容による区分	・道路／河川 等
	区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等

# 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方針

## 3) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

---

- ・ 本年7月に実施したアンケート結果、及び民間の創意工夫による品質向上が期待されることから、複数年度契約を試行導入する。

発注者支援業務・・・全体件数の**4割程度**の業務で**2ヶ年度**の複数年度契約を実施

公物管理補助業務・・・全体件数の**半数程度**の業務で**2ヶ年度**の複数年度契約を実施（一部、3ヶ年度の契約についても試行）

## (6) 建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針

平成23年1月6日  
国土交通省  
建設産業戦略会議

現在、我が国の建設産業は、建設投資の急激な減少により需給バランスが崩れ、過剰供給構造にある。この結果、競争の激化による受注価格の低下等により、人材の育成等に取り組んでいる優良企業ほど経営が苦しくなっていると指摘があるなど、産業全体としてかつてない厳しい状況に直面している。

地域においては、地域社会を支えてきた地域建設業が疲弊し、これまで担ってきた災害対応等の機能の維持が困難となり、災害対応空白地帯が発生する等の問題が指摘されている。また、労働環境へのしわ寄せ等により、若年者の入職が減少し、建設生産を支える技能・技術の承継が困難となっている。

また、我が国の建設産業の健全な発展には国際競争力の向上が重要であるが、成長市場として有望な海外市場等においても、受注や事業遂行が必ずしも円滑に行われておらず、我が国の建設企業の持つ高い技術力を活かし切れていない。

さらに、建設市場については、現在も社会資本整備重点計画の見直しが行われているところであるが、民間市場も含め、今後は、少子・高齢化や環境意識の高まり、PPP/PFI等による民活事業推進の必要性、維持管理・リフォーム工事等の比重の増加など、様々な変化が指摘されている。

このような状況に対応するため、「建設産業政策2007」を踏まえ、建設産業の再生と発展を図るための方策に関する当面の基本的な方針を次のとおり策定する。

## I. 地域社会の維持に不可欠な建設企業の再生

(趣旨)

地域建設業は、地域経済・雇用を支え、インフラの維持管理や災害対応、除雪業務を行うなど、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。

しかるに現在、地域建設業の疲弊により、災害対応空白地帯の発生、除雪体制維持の困難化、今後増加が見込まれるインフラの維持管理等への支障、地域雇用への打撃など地域社会に重大な支障が生じつつあると指摘されており、単に市場に任せるだけでは、実際に地域社会の維持に不可欠な役割を果たしている、地域が必要とする建設企業の存続を図ることが困難となっていると考えられる。

地域建設業の疲弊が地域社会の衰退に繋がることを避けるためにも、地域建設企業自らの創意工夫や努力を前提としつつ、地域建設企業が担うことが望ましい事業については、従来にも増して地域建設企業に委ねるという観点からの見直しを行うことも含めて、地域建設企業の継続経営を可能にする方策を講じることが必要である。

(検討事項案)

- ① 地域建設企業が担う事業の安定的な確保
- ② ダumping対策等についての地方公共団体等での実行の強化
- ③ 透明性を確保した地域維持型の契約方式の導入
- ④ 国等の支援による新事業発掘や事業化の促進、新分野進出支援

## II. 建設生産を支える技能・技術の承継の確保

(趣旨)

技能労働者は、工事現場における建設生産の担い手であり、要である。

しかるに現在、建設業に入職する若年者の数が減り、高齢化が進展しており、このままでは技能や技術が承継されず、建設生産を支える技能・技術の喪失が懸念される。

一度喪失した技能・技術はすぐには回復しないことから、社会保険未

加入による経費削減等の不適正な競争状態を是正すること等により、人を大切に施工力のある企業による人材の確保・育成を、長期的かつ安定的に図ることが必要である。

併せて、技術者の積極的な活用を推進し、その育成を支援することも必要である。

(検討事項案)

- ① 保険未加入企業の排除
- ② 重層下請構造の是正と直接的・安定的に労働者を雇用する企業の重視
- ③ 都道府県、関係省庁と連携したコンプライアンスの強化
- ④ 技術者制度の見直しと技術者の育成支援

### Ⅲ. 大手・中堅企業による技術力・事業企画力の発揮

(趣旨)

大手・中堅建設業は、それぞれに高い技術力で快適・安全な社会の実現に貢献してきた。しかるに、国内市場では、競争参加者が過剰な入札、低価格での受注の増加等により疲弊し、海外市場では、高い技術力を有していながら、マネジメント力の不足等により受注高が伸び悩むなど、厳しい状況にある。

国内の建設投資が限られる中で、大手・中堅建設業は高い技術力を活かして大規模工事、難易度の高い工事を担うとともに、海外市場や技術力・事業企画力が発揮できる新たな事業分野にも積極的に進出できるよう、支援することが必要である。

(検討事項案)

- ① 海外展開のためのリスク軽減策の導入等支援策の強化
- ② CMの制度化等による新たな国内市場の創設、マネジメント力の強化
- ③ 参加企業の絞り込みと企業の成長につながる技術力等を重視した契約方式の実施
- ④ 民間発注工事等における建設企業の立場の強化



## IV. 過剰供給構造の是正

(趣旨)

現在建設産業が直面している課題の多くは、その根本的な原因が過剰供給構造にあり、この問題の解決なくして、現在の課題を完全に解決することは困難である。また、人口が減少する中で、今後右肩上がりの成長は見込めず、社会資本整備も真に必要なものについて行われることが前提となるので、市場の長期的な安定を確保するためには過剰供給構造の是正が避けて通れない。

(検討事項案)

- ① 優れた技能者や技術者を有した企業の育成と不良不適格業者の明確化とその排除
- ② 市場への参入要件
- ③ 企業再編・転業・廃業時の支援

## V. 基本方針の実現に向けて

上記の方針を実現するため、

- (1) 過剰供給構造をはじめ建設産業の現状と課題等についてできる限り定量的な分析を行った上で、
- (2) 政策手段をフル動員する必要がある。
  - ・ 建設業法等の改正
  - ・ 入札契約適正化法に基づく適正化指針の改正（閣議決定）
  - ・ 財政・金融上の支援措置等
- (3) なお、実施可能な対策から順次実施することが望ましい。

# 当面の基本スキーム

参考

